

第五十七回 参議院 法務委員会 會議録 第二号

昭和四十二年十二月十九日(火曜日)
午前十一時二分開会

委員の異動
十二月十九日
山田 徹一君
補欠選任
田代富士男君

出席者は左のとおり。

委員長 北條 簡八君
理事 後藤 義隆君
田村 賢作君
久保 等君
委員 木島 義夫君
鈴木 万平君
松平 勇雄君
大森 創造君
亀田 得治君
田代富士男君
野坂 参三君
山高しげり君

國務大臣 法務大臣 赤間 文三君
政府委員 法務政務次官 進藤 一馬君
法務省刑事局長 川井 英良君
事務局側 常任委員会専門員 増本 甲吉君

本日の會議に付した案件
○派遣委員の報告

○檢察及び裁判の運営等に関する調査
(タクシー汚職事件に関する件)

○委員長(北條簡八君) これより法務委員会を開
会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
本日、山田徹一君が委員を辞任され、その補欠
として田代富士男君が委員に選任されました。

○委員長(北條簡八君) 次に、派遣委員の報告に
関する件を議題といたします。

さきの閉会中当委員会が行ないました青少年非
行及び出入国管理等の諸問題の実情調査のため委
員派遣について、それぞれ派遣委員から御報告を
願います。

まず、第一班鳥取・島根班の御報告を願いま
す。後藤君

○後藤義隆君 派遣委員を代表し、第一班の調査
について御報告いたします。

去る九月十九日から二十三日までの五日間、西
村閣一委員、山高しげり委員と私の三名が、鳥
取、島根両県における青少年非行、出入国管理及
び営繕に関する状況を調査してまいりました。

まず、九月二十日、鳥取地方裁判所において調
査事項に関する各当局の説明を聞き、次いで鳥取
少年鑑別所を視察し、二十一日には美保少年院の
状況を視察した後、鳥取地方裁判所米子支部、鳥
取地方検察庁米子支部を視察いたしました。翌二
十二日には松江地方裁判所において各当局の説明
を聞いた後、帰院いたしました。

なお、今回の調査にあたり、現地の各当局から
終始懇切なる御協力をいただき、また最高裁判所
から大西総務局第一課長、今江事務官、法務省か
ら佐藤経理部管理課長、佐藤事務官が同行し御協

力くださいましたことを御報告申し上げ、厚く御
礼申し上げます。

以下、調査項目に従い、鳥取、島根の両県の実
情を一括して御報告申し上げます。

まず、第一の調査項目青少年非行の傾向につい
て申し上げますと、管内における最近の青少年
非行事件の状況は、全般的に漸増の傾向にありま
すが、特に自動車による過失傷害事件、道路交通
法違反事件等がかなり増加しており、事件数の割
合から申し上げますと、道路交通法違反事件が六
〇%以上を占め、次いで刑法犯事件が比較的多い
のが認められます。刑法犯事件の中で占める割合
の最も多いのは窃盗事件であつて、全体の過半数
を占めており、次いで業務上過失、暴行傷害、恐
喝の順となつておりますが、右のうち業務上過失
事件の急増が著しい特徴を示しております。青年
層の非行事件は一般的に言つて横ばい状態であり
ますが、殺人、強盗、強姦等の凶悪犯は漸増の傾
向にあり、その他業務上失過致死傷事件の多いの
が注目されます。少年層におきましては最近事件
の数が漸増しておりますが、窃盗事件
が若干増加しておりますのに対し、業務上過失致
死傷、凶悪、粗暴の各事件の増加が目立っており
ます。少年非行事件を年齢別で申しますと、十八
歳から十九歳までの高年齢層が最も多く、次いで
中間少年、年少少年の順で少なくなつておりま
す。学業別で見ますと、中学生の非行が減少の傾
向にあるにもかかわらず、高校生は逐年増加
しておりますが、これは、進学の増加と、自動二
輪車等による業務上過失致死傷事件の増加、集団
万引き、暴力行為等の増加がおもな原因でないか
と推察されます。家庭環境の別で見ますと、両親
のあるものが多くを占めておりますが、これらの
家庭の中には中流家庭で監護も普通になされてお
るものが過半数であり、これらの家庭より少年非

行が増加してゐることは注目されることであり
ます。

次に、少年院、少年鑑別所、保護観察所を通じ
て見られる少年非行の傾向について申し上げます
と、まず少年院において見られる傾向は、単独犯
が少なく共犯事件が多いこと、家庭の経済状況は
中流家庭が約六〇%を占めておること、中卒者と
いへども学力がきわめて低いこと、中卒後集団就
職をした少年の失敗者が目立ち、また家出の経験
者が多いことがその特徴であります。

次に、少年鑑別所で取り扱つた非行少年につい
ての鑑別状況を申し上げますと、精神状況の正常
な者(これは知能が普通以上で精神上性格異常を
認めないもの)は一〇%、準正常者(知能限界の
ものの及び性格異常のものを含む)が約七〇%、
精神薄弱及び精神病質者はおの約六%前後を
占めており、知能指数から見ますと、収容者の約
七〇%が準正常以上を示しております。

保護観察所が取り扱う保護観察事件の約半数近
くが窃盗事件で占め、その他粗暴事件、道路交通
法違反事件等が多くなつておりますが、成人に比
し少年事件が増加しております。

次に、少年法、少年院法並びに少年保護制度の
運用に關し改善すべき点について現地当局の意見
を申し上げます。

まず、鳥取家庭裁判所においては、裁判官が地
方裁判所の裁判官と兼務しており、わずか二人で
処理しておる状態であるから、今後少年事件の増
加に対処し事務処理の迅速適正を期するため家庭
裁判所に専任の裁判官を配置されるよう希望して
おり、松江家庭裁判所からは少年保護処分の多様
化を望んでおられました。

松江地方検察庁からは、少年犯罪防止対策を実
効あらしめるため関係機関の有機的な共同作業と
国民をあげての協力が必要であるため検察官が各

種団体等の会合に出席し広報活動を積極的に推進すべきであること、検察官が一そう適切かつ権威ある処遇意見を家庭裁判所に反映させるため少年係の陣容を強化し少年調査室を設置すること、同様の目的のため少年追跡調査をなし少年に対し真に適正な処遇を発見するため少年のケース研究会を設置すること等の意見がありました。

鳥取県警察本部からは、現行法では非行少年の非行深度のきわめて浅い事件であっても全件送致となっており、非行深度の浅い特定の罪種については成人犯罪と同様警察限りの微罪処分の処置を考慮する必要があるということ、年長少年の保護優先主義を制限し責任主義を加味した処遇を考へるべきこと、保護処分が多様化等の意見があり、鳥根県警察本部の意見もほぼ鳥取県警察本部の意見と同様であり、これに追加して、十六才未満の刑事事件を家庭裁判所へ直送すべきであること、検察官、警察官が家庭裁判所の審判に参与すること等を希望してありました。

鳥取保護観察所からの意見として、青少年の保護観察においては保護者、関係人が特に重要な立場と役割を果たす関係にありながら、その無理難解、非協力的な事例が多いので必要に応じ保護観察所長がこれらの人々を呼び出し得るよう関係法令の改正を望んでおりました。

鳥取県弁護士会では、凶悪犯、粗暴犯等の少年事件につき国選付添人制度を設けるべきであるとの意見がありました。

次に、第二の調査項目出入国管理につき申し上げます。

広島入国管理事務所松江出張所は、昭和二十五年十月に外務省の外局出入国管理庁松江出張所として発足し、昭和二十七年七月法務省移管となり入国管理庁松江入国管理事務所と改称され、当初は朝鮮からの密入国者が管内沿岸に多かったのが、これに対する事件処理が重要な仕事でありましたが、その後、密入国者が激減し、入管業務面も正規ルートによる出入国者の急増及び外国人の在留管理への重点移行等の情勢の変化に伴い、昭和三十

十二年七月同事務所は出張所として改組され現在に及び、職員三名で事務を処理しております。松江出張所の業務は港審査及び在留資格審査事務が主体をなしておりますが、同所は、境港並びに浜田港における一般港業務のほか、主任審査官が置かれ、管内における違反事件の調査、審理等一連の退去強制手続を実施しております。管内の在留外国人は昭和四十一年十二月現在で三千五百十四人であり、うち朝鮮人が圧倒的に多く約九〇％以上を占め、その他の外国人は中国人、米国人等の順となっております。

最後に、第三の調査項目管轄関係につき現地当局の要望について申し上げます。

鳥取地方検察庁からは、事務量の増加のため庁舎が狭隘となつたので増築及び模様替えを望んでおり、松江地方検察庁よりは、庁舎の不同沈下による各部の不良化、白アリの被害、事務量の増加による狭隘のため、法務省関係庁との合同庁舎新営を希望してあります。

次に、美保少年院からの要望として、同施設は昭和二十二年五月美保第一海軍航空隊兵舎を引き継いだもので、建築年数も経過して老朽化し、また白アリの被害を受けているので、改築を望んでおりました。

広島入国管理事務所からは、鳥根県境港が真日本貿易港として着々港灣整備が進められ、最近入港船舶も増加しているため、境港出張所の開設を要望してあります。

鳥取県弁護士会よりは、夏期における裁判の能力化をはかるため裁判所の法廷に冷房装置の設置を希望してあります。

以上調査の概要を申し述べましたが、詳細については調査室保管の資料により御承知願いたいと存じます。

これをもって報告を終わります。

○委員長（北條八郎）次に、第二班の御報告をお願いいたします。大森君。

○大森製造君 このたび派遣されました委員を代表して、第二班の調査の結果を報告いたします。

去る九月三十日から五日間、中山委員と私が、香川、愛媛両県において青少年非行及び出入国管理に関する問題等について現地調査を行なつてまいりました。

香川県においては、まず十月一日九亀少女の家族及び四国少年院を視察し、十月二日は午前中高松高等裁判所に関係当局の御参集を得て青少年非行問題の調査懇談を行ない、午後は高松入国管理事務所において出入国管理問題の調査を行ないました。愛媛県では、十月三日午前中中山地方裁判所に関係当局の御参集をわすれずして青少年非行問題の調査懇談を行ない、午後は松山少年院と高松入国管理事務所松江出張所を視察して調査を終わりました。

調査にあたり現地の各関係機関から終始懇切な御協力をいただいたこと並びに最高裁判所の林課長、今江課長補佐、法務省の佐藤課長、栗原事務官が終始同行され種々御便宜をお取り計らいくだされたことを特に報告して、厚く感謝申し上げます。

以下、調査項目に従つて申し上げます。

第一は、青少年非行問題であります。

ここ数年間全国的に少年犯罪増加の趨勢がやや停滞しており、昭和四十一年度の全刑法犯検挙人員中に占める少年の割合は、全国平均では二六・一％に低下しているのに、香川、愛媛両県では三五・五％以上で、やや漸増の状況であります。すなわち、窃盗、粗暴犯、凶悪犯が漸増の傾向にあるというところで、わけても性犯罪の増加は飛躍的に、業務上過失犯、虞犯事件の増加などもとに、ここにも地域の都市化傾向がうかがえるのであります。道路交通法違反事件も逐年増加し、その他の特別法犯も同様で、たとえば九亀少女の家の調査では、十七才以上で入院する者は十人のうち七人までが売春の経験者であるとされております。非行少年を年齢的に見れば、昭和三十九年まで逐年非行の低年齢化現象が見られたものが、昭和四十年からは高年齢化の傾向に向かつており、また愛媛においては、扇情的映画の刺激による少

年非行の実例として十八才の高校生の強姦致死事件などが紹介され、問題の複雑さを痛感しました。また同地の地域的特徴として、一般に精神障害者の発生率が高く、これは非行少年の処遇面でもあらわれており、強力な行政的措置の必要性が問題となりました。そのほか一般にいわれている犯罪前歴者の再犯、中流家庭少年非行の増加や非行の集団化などの傾向は現地でも強調されました。

事件処理の現状に關係して検察庁から、少年事件について検察官の処遇意見と裁判所の審判ないし判決結果に著しい差異のあるのは問題で、再犯の発生にも関連するものだと強調され、矯正関係からは交通違反少年の資質鑑別に効果をあげていくこと、少年院における特殊化計画推進の実際や将来の構想などが明らかにされましたが、同時に矯正目的達成のためにも少年院における職業輔導賞与金の増額の緊急性が感じられたのであります。

次に、改善すべき意見、要望として、裁判所から不処分決定の際裁判所をとるべき保護措置の明文化や交通犯罪対策の強化が主張され、愛媛では独立家庭裁判所の実現が要望されました。検察庁からは少年保護の条例違反者の厳罰や執行猶予が歓迎される風潮は正のためにも裁判所の厳重な刑事処分が望まれ、少年院の充実こそ必要だとする弁護士会の意見にもうなずくことができました。精神障害者の治療処遇少年院の設置、交通違反少年の鑑別処遇の強化、さらに保護観察官の増員こそ急務であるなど、関係庁から熱心な意見、要望が出され、また警察から軽微な事犯は成年者と同様に警察限りの処置もできるよう考慮すべきなどの意見が出て注目されました。

第二、出入国管理問題について申し上げます。

四国四県の出入国管理業務は、高校入国管理事務所のもとに、新居浜、松山、坂出、小松島の各港出張所と高知港入国審査官室を置き、八指定出入国港その他の港について各業務担当区域を定め、事務所長以下三十名の職員により毎年増加す

る外航船舶の入港に伴う上陸審査や資格審査、警備、登録の業務が行なわれているのであります。

近年増加する在留資格審査業務や退去強制面の業務遂行のため審査、警備関係の人員は著しく不足の様相でありまして、各出張所とも増員を切実に要望してまいりました。

そのほか、電話料など通信費の増額や臨船用ボートの配備、また高知港入国審査官室の出張所への昇格などを強く要望してまいりました。

第三、営繕に関する事項について申し上げます。

早急の措置を必要と思われたものに四国少年院の医務病棟、丸亀少女の家の体育館や家庭寮などがあり、その他各庁からも施設の充実について種々要望がありました。さらに、松山地方法務局管轄庁舎の全般的老朽化の実情と対策の急務を説いた資料も提出されました。

以上をもつて報告を終わりますが、詳細は調査室の資料に譲りたいと存じます。

○委員長（北條篤八君） ただいまの御報告に対し御質疑はございませんか。——別に御発言もなければ、派遣委員の報告はこれをもって終了いたします。

○委員長（北條篤八君） ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長（北條篤八君） 速記を始めて。

この際、赤間法務大臣並びに進藤法務政務次官から発言を求められております。これを許します。

○国務大臣（赤間文三君） ただいま御紹介にあずかりました赤間文三でございます。このたびはからずも法務大臣の重責をになうことになりました。法務省の仕事につきましては未経験でございます。法務委員会の皆さまの格段の御協力、御指導を衷心からこの機会にお願いを申し上げます。

なお、この機会に、私の法務大臣としての心が

まえにつきまして申し上げて、皆さまの御理解を得たいと存する次第でございます。

まず、法務行政は、檢察に関する事務、民事行政に関する事務など、社会正義の実現と国民の権利の擁護にかかる重要な事項を所管しておりますことは、御承知のとおりでございます。法秩序を維持して平和な国民生活を確保していくために、このように重要な法務行政の最高責任者として今後全力を尽くしてまいりたいという所存でございます。

次に、檢察権の運用についてでございます。私は、わが檢察の伝統を尊重して、あくまでも不偏不党、厳正公平な態度で事に当たっていく、さらに檢察が国民から受けてまいりました信頼をいそぐ深めていくということに力を注いでまいりたいと考えます。

なお、この際、網紀の肅正についてもひとつ申し上げます。国政に携わる者の網紀の弛緩は、国民の国政に関する信頼を失なわせ、民主主義の基礎を危うくするものと考えております。したがって、私はこの際、国政に携わる者の網紀の肅正ということについては厳正な態度をもって臨んでいきたいと、かように考えておる次第でございます。

最後に、法務省は、刑法の一部を改正する法律案を国会に提出をして、御審議をわずらわしております。その他にも民法、商法、刑法など所管の法律について改正の要否を鋭意検討いたしております。これらにつきましても、成案を得次第に御審議をわずらわしたいと存する次第でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上は、なほ簡単でございますが、皆さま方に格段の御支援、御協力を衷心からお願いを申し上げます。就任のあいさつにかなえさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○政府委員（進藤一馬君） このたび赤間法務大臣のもとに法務政務次官を拝任いたしました進藤一馬でございます。ただいま大臣が所信を述べられました

ましたが、その所信の趣旨を体しまして全力をあげて努力してまいりたいと念願いたしております。私、浅学非才で、まことに未熟でございますが、皆さまの御鞭撻、御指導によりまして職責を果たしたい所存でありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（北條篤八君） 次に、檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

タクシー汚職事件に関する件について調査を進めます。

まず、本件の経過について法務大臣から御説明を願います。

○国務大臣（赤間文三君） 大阪タクシー事件の概要につきましまして、今日までの経過の御説明をこの機会に申し上げます。大阪地検におきまして、大阪陸運局職員に汚職の疑いがあると情報が入りましたので、慎重な内偵を行なった結果、同局職員がタクシー業者から職務に關して供応接待を受けたとの容疑が濃くなったので、捜査を始めることになりました。そこで、大阪地検におきましては、前記供応接待の容疑をもちまして、八月の十二日に大阪タクシー協会事務所ほか二カ所、八月十六日に大阪相互タクシー株式会社ほか四カ所、八月十七日に大阪相互タクシー専務宅ほか三カ所、八月二十一日に神戸相互タクシー株式会社ほか一カ所の合計十四カ所の押収捜索を行ないまして、多数の証拠書類を押収いたしました。その後、押収いたしましたきわめて多量な証拠資料を、伝票と帳簿とを一々照らし合わせて点検する等の綿密な調査を続けました。かつ、その間多数の関係者を取り調べました。いわゆる不明金の特定につとめました。ところが、その調査の過程において、大阪陸運局職員にかかる汚職容疑のほか、大阪タクシー協会幹部が昭和四十二年二月国会に提出されました石油ガソリン法案の審議に關して国会議員に相当額の金品提供の申し込みをしたとの容疑が生ずるに至りました。そこで、本年の十一月の二十四日に、右の

容疑をもちまして、大阪タクシー協会会長、またはその理事である大阪タクシー会社社長、国際興業株式会社副社長、阪急タクシー株式会社社長、日本交通株式会社社長の五名を逮捕することとした

しますとともに、四カ所の押収捜索を行ないまして、同月二十六日、右五名について勾留請求の上、引き続き取り調べを行ないました。その結果、前国会議員一名について容疑が濃くなったので、同人を十二月六日逮捕し、同月八日勾留請求の上取り調べを行なうとともに、同人関係について五カ所の押収捜索を行ないました。また、これと並行して相当多数の参考人の任意取り調べを行なっておりますのであります。十二月十五日、さきに逮捕した贈賄容疑者五名については、勾留期限が来たために、処分保留のままこれを釈放いたしました。なお、本月十六日に、国会議員一名の自宅、会館内の事務室など数カ所の押収捜索を実施し、証拠資料を押収いたしました。現在、勾留中の前議員一名について同日大阪地裁に十日間の勾留期間の延長請求を行ない、檢察当局においては引き続き多数の関係者の取り調べを行ないまして、事案の真相究明に努力をいたしておる。

以上がこれまでの経過の概要でございます。

○委員長（北條篤八君） 本件について御質疑のある方は順次御発言を願います。

○田代富士男君 ただいま経過報告をされました陸運汚職事件の問題でございますが、私はこの問題につきましましては去る七月の冷房料金のときより取組んでまいったわけなんです、冷房料金のときにも委員会では多額の政治献金がなされてい実態を申し上げたときに、運輸委員会におきまして七月十八日に行なつたときに、その審議の途中において中断されるというような事が起きまして、そのまま私は疑惑を持ちながら調査を進めてまいりました。去る十二月の一日同じく運輸委員会におきましてこの問題を新たに調査をした結果等につきまして審議をし、そうして今日、毎日の新聞等に報道されるような、このような国民に疑惑をもたらすような大きな汚職事件に発展して

きたわけでございます。で、私はきょう、新しく法務大臣になられました赤間法務大臣に對しまして就任のごあいさつを申し上げるとともに、ともに大阪から選出されてきた議員でございます。いまも法務大臣が席を立っていらつしやるときに、この隣にいらつした社会党の亀田議員、自民党の赤間法務大臣、公明党の私と、期せずして大阪から出た三人がそろつたと、そうして大阪の事件であるところのタクシー汚職事件を解決しなくちゃならない。この三人は、国民の代表、別して言うならば大阪府民の代表として、特に法務大臣は毎回の選挙じやうずと言われるとおりに、七十万の代表としてこの国会においでになつていらつしやるわけなんです。私も五十万の人の代表として参つております。社会党の亀田先生も四十数万人の代表としてここに参つていらつしやるわけなんです。私は思います。大阪府民当時から赤間法務大臣は大阪府知事としてその業績というものはかくかくたるものがありました。その尊敬している赤間元大阪府知事が今度法務大臣になられて、大阪に起きているこの陸運汚職問題について対処されるということにつきまして、私は最高の声援もやりたいと思ひますし、まあそのつもりで法務大臣として……大阪の人がこの委員会を見ております。私は、いまこの委員会に在ること、大阪府民を代表して、広くは国民を代表して、いまから法務大臣に對してお尋ねしたいと思ひうわけなんです。そうして私はきょうここで――選挙のときは立ち会い演説会で三人がいろいろ言つておりました、国会においでた法務大臣はこうであつたといふことを私は時局講演会等においてありのままを大阪府民の皆さんに申し上げたいと思ひうわけなんです。そういうことを含めてありのままを、法務大臣として、また大阪府民の代表として、国会議員として来ていらつしやいますから、お尋ねしていきたいと思ひますが、かかる陸運汚職が大阪を中心として起きてきた。いままでの委員会のたびごとに聞いてまいりますと、現在捜査の段階中でありまうからと、いろいろな答弁

をなされておりますが、きょうは同じ選挙区から出てきた代表同士です。ひとつ誠心誠意この問題に對しまして、ただいまも、厳正公正、国民の信頼を高めていくような法務大臣としての仕事をしたい、きょう、そういうことをお述べになりましていただければ、再度、特に大阪府の代表として大阪の皆さんにも伝えたいと思ひますから、法務大臣としての今回の陸運汚職に對する決意をまず最初にお聞かせ願ひたいと思ひうのでございます。

○国務大臣(赤間文三君) 今度の大阪のタクシー事件は、まことに遺憾なことに考へておる次第でございます。で、この事件につきましては、私は檢察当局を信頼をいたしておりますので、檢察当局と十分連絡をとりながら、公正な檢察が行なわれるものと確信をいたしておる次第でございます。外部からの力その他は、もちろんそういうものには關係なく、悪いものについては適切な措置が講ぜられると存する次第でございます。

なお、私は今度の事件についても特に感じましたことは、こういう事件はやはりいろいろと国民に信用を失うといふものでございまして、將來こういう事件がまた起こらないようになつていふこともひとつ今後全力を尽くしていかなければならぬ、かように考へておる次第でございます。私は、檢察当局は今日まで非常に国民の信頼を得て仕事をやってきておる、これは十分知つておりますので、いま言ひましたように、檢察当局を信頼をして、われわれと密接な連絡をとつて、適切な措置が十二分に行なわれる、こういう確信を持っておりますので、お答えを申し上げます。

○田代富士男君 ただいまは、大阪府民の代表として、今回の事件に對しては遺憾である、また再びこういう事件が起きないように全力をあげて尽くす、また檢察当局と連絡をとり、信頼をしてやつてくれているから、そういう圧力等には屈しないつもりであるといふ、そのような決意であるならば、いまの決意を實行していただきたいと思ひます。言うことはどういふことでも言えますけれども、実行が伴わなかつたならば何にもならない

いと思ひうわけなんです。そこで、いま法務大臣がこのような決意をお述べになりましたが、はたしてじやあいままでそのような決意を實行し実践してきたかどうかという問題です。まあいまあらためてそのようなことを言つたわけじやありません、今日まで一貫してそのように檢察陣をはじめ法曹界においては当然やられてきたことと思ひますが、けさの朝刊を見ますと、今回の事件に對して一段と疑惑を生ずるようなことが載つております。これはけさの朝刊でございます。この朝刊は法務大臣もお読みになつたことだと思ひますけれども、ここで見出しは、「政治資金のやり方」警察と相談済み、大阪の協会、地検に反論――タクシー汚職事件。内容を見ましてこれだけの記事を見ますと、国民大衆はどのような怒りを持つてあります。ここに「政治資金は三十九年十一月三十日の大タク協理事會できめたが、その数日前に法律に、ふれず安心して資金のできる方法について警察から指導を受けることにした。」「政治資金に對して法律に触れず安心してできる指導を受けた。それに対して、十一月三十日午前、市田理事と井上専務理事が当時の太田寿郎大阪府警捜査二課長をたずね、指導を受けた」と頼んだ。その際、当時業界の三大問題であつたLPガス課税、免許制撤廃、自動車取得税に對する業界の態度や運動方法を述べ、予定している資金は東京で一億五千万円程度、京阪神では一億程度であり、相手は自民党が主体になることを明らかにし、反対運動と政治資金規正法による政治資金が取締りの上でのどのような關係になるのかとたずねた。これに對し太田二課長は「資金は、政治資金規正法にもとづいてするのなら問題はないと思ひうが、業界の反対運動の際でもあるので、政治家個人に直接資金することは避けて欲しい。資金額の主体が自民党など政治団体であれば全く問題はないが、個々にする場合政治資金規正法の届け出をした後援会にし、必ず領収書を受けとるよう注意された」と答えた。この際二課長は「これは個人の

見解である」とつけ加えたが、同日午後井上専務に「關係者とも協議した結果、先ほどの回答でよい」と連絡があつた。さらに同年十二月二十四日午前市田理事がふたたび府警をたずね、当時の事口捜査二課次長に会い「大タク協が大阪府選出の代議士や關係先の後援会にお歳暮をかねた資金をしたい」と述べ、指導を受けたところ「あくまで後援会に資金し必ず領収書をとれ」と注意をされた。ところが、同日午後市田次長から電話で呼出され「協会の政治資金は法的にはこれまで述べた通りだが、別の協会の某業者から大タク協の資金について異議が出ており、このまま実施するならば今後国会で問題にするとの話がある。相手の迷惑もあるのではどうか。具体的にいついわれるなら次期選挙に資金するのが最善策だと思ひう」といわれた。このようにして、政治資金のやり方について警察と相談済みでやつたんだといふことを、今回釈放されてきました五人を代表いたしました。まあ、このような地検に對する反論が出ております。まあ、このようなことにつきましては、私は、大阪府警とこのような政治資金のやり方についても相談づくでやられたといふ、こういうところにも、なれ合いといひますか、そのような疑いを持たれてもしかたがないと思ひうんですが、まあ大阪出身の赤間法務大臣でありますし、七十万人の人が見ております。七十万人の人に対して一々お答えできないでしょうから、当委員会においてその人々を對象にして法務大臣としての見解を聞きたいと思ひうです。

○国務大臣(赤間文三君) いまお読み上げになりましたことにつきましては、私はさらにどういふふうな真相であつたかといふことをひとつ十分調べてみたい、かように考へております。いかなることがありましても、わが信頼する檢察当局は私は正しい捜査なり檢察の実をあげてくれるであらうといふことに信頼をいたしておる次第でございます。新聞にけさ出ましまして、まだ一応目を通した程度のものでございまして、両者の言ひ分にも完

見解である」とつけ加えたが、同日午後井上専務に「關係者とも協議した結果、先ほどの回答でよい」と連絡があつた。さらに同年十二月二十四日午前市田理事がふたたび府警をたずね、当時の事口捜査二課次長に会い「大タク協が大阪府選出の代議士や關係先の後援会にお歳暮をかねた資金をしたい」と述べ、指導を受けたところ「あくまで後援会に資金し必ず領収書をとれ」と注意をされた。ところが、同日午後市田次長から電話で呼出され「協会の政治資金は法的にはこれまで述べた通りだが、別の協会の某業者から大タク協の資金について異議が出ており、このまま実施するならば今後国会で問題にするとの話がある。相手の迷惑もあるのではどうか。具体的にいついわれるなら次期選挙に資金するのが最善策だと思ひう」といわれた。このようにして、政治資金のやり方について警察と相談済みでやつたんだといふことを、今回釈放されてきました五人を代表いたしました。まあ、このような地検に對する反論が出ております。まあ、このようなことにつきましては、私は、大阪府警とこのような政治資金のやり方についても相談づくでやられたといふ、こういうところにも、なれ合いといひますか、そのような疑いを持たれてもしかたがないと思ひうんですが、まあ大阪出身の赤間法務大臣でありますし、七十万人の人が見ております。七十万人の人に対して一々お答えできないでしょうから、当委員会においてその人々を對象にして法務大臣としての見解を聞きたいと思ひうです。

全に一致をしないところもあるようでございます。そのものについての真相というものは当然これは調べていかなければならない、かように考へておる次第でございます。

○田代富士男君 私は大阪府民の一人として、いまの法務大臣の答弁を聞くならば、私は憤りを感ずます。なぜならば、いまさきの私のお聞きしたときには、どういふ決意で法務大臣として臨んでいきますかとお尋ねしたときに、検察当局を信頼し連絡を密にとりながら私はやっておりますと、このように申し上げておりました。

と、この大阪の事件はいま起きた事件じゃありません、この問題につきましては。私は、去る十二月一日の運輸委員会におきまして、お隣におすわりになっていらつしやる川井局長さんにお聞きになったらおわかりですけれども、このような大阪府警とのなれ合いがあつたという大阪でもつばらのうわさがあるけれどもどうなんだということとを質疑をしております。これがけさの新聞を読み通しただけで、このことについて真相をきわめるのが当然ですけれども、まだわかりません。少なくとも、これが今日まで事件の経過からいまして何カ月たつておりますか。それにまだ新聞読んだ程度だ。検察当局と連絡を密にしているならば、もう当然このようなこともわかつているはずなんです。これがいま初めて見たところかどうか、いま真相であつたか真相を確かめてみたい——いまさきは検察当局を信頼をし連絡を密にとつていたと言つた。まして、これはけさの新聞だけじゃありませんよ。きのうのテレビのニュースでもやつていますよ、この問題は。そのような大きなことが、じゃあうがつて言うならば、逐次検察当局から法務大臣には報告されてないのか。どうかけさ初めて新聞を見て知つたようないまの答弁でありますけれども、それであつたならば、最初の答弁は、検察当局と連絡をとつておりますと。いま二回法務大臣が答弁なされましたけれども、二回の答弁だけであつても、私はいま法務委員の一人として質疑をしておりますけれども、私の以下

には国民大衆の皆さん、別して言うならば大阪の人がこの問題には注目しています。大阪も、けさ問い合わせしましたが、一面に出ております、この新聞には。さらに、まして大阪出身の法務大臣である。郷土の誇りにしております。その郷土の誇りにしている法務大臣が、ただいまから真相を究明してまいります、このようなことで、私はいまさきの連絡を密にしているということとは取り消したかどうかと思つたのです。この点どうです。

○国務大臣(赤間文三君) お答えを申し上げますが、大阪のタクシー事件についての重要な問題は十分連絡を密にいたしております。私は、この検察と警察の関係をいまのお話は誤解になつておるのじゃないか。御質問をされたのは、検察と警察との関係が私の考えておるのと違ふのじゃないかという考えです。私は検察陣と密接なる関係をとりまして、検察陣のやることには万漏漏のない措置をとると、不偏不党、適正妥協な措置を十分とると、国民の納得のいく処置をとるものと信頼をして連絡をとつておる。警察のことまで私は一々……、あなたの考えておられるのと私が警察に対する関係というものは異なる。私は検察当局との連絡はとつておりますが、警察との連絡は朝晩とつていない。そういう点は誤解のないようにお願いをいたします。私は、日本の警察といふものは国民から今日まで信頼を受けてきておる、この大阪タクシー問題も必ずや国民の信頼を裏切るようなことではない、十二分に検察としての目的を達するであろうという確信を持っておりますのであります。その点ひとつ誤解のないように特に御了解を賜りたいと思つております。警察のやつたこと等につきましては、私は検察とは別であります。新聞にも出ておりますし、この点については十分ひとつまた、おれは警察のことは、それは自治大臣で警察庁のやることじゃないかといふことは言いません。あくまであわせてこれは調査をいたしますけれども、その点は慎重にひとつまた、他の所属にもなりますが、関係がありますので調べると、こういう意味で申し上げたので、テレビ

もよく拝見をいたしました。この事件についても私は私なりの意見を持っておりますが、他の所屬に属するものについて私が一々それを言うことは遠慮したほうがよいのかといふ、そういう考へもあることをあわせてお考えを願ひたい。

○田代富士男君 いま法務大臣のおっしゃることは、わからないわけでもありません。が、私はですね、法務大臣としての所管が違ふということもわかります。それは納得できますけれども、それであるならば、こう言つてはまことに失礼になるかわかりませんけれども、現在法務大臣であります。法務大臣でありますけれども、大阪府選出の一議員でもあるわけですから、参議院議員でもあるわけであります。だから、この問題に對しまして、私も大阪の人間であります、大阪から選出された国民の代表として、議員として、赤間文三参議院議員個人の立場として、もしかこういふことが、見解の違いがあるといふことが出ておりますけれども、こういうことがされてあつた、警察と相談し疑惑を生ずるようなことがあつたならば、これはけしからぬ。われわれは国会議員として、これを所管が違ふとかさういふことを言わずして、疑惑を明らかにする責任が、大阪選出議員として責任があると思つたのですけれども、その点はいかがですか。

○国務大臣(赤間文三君) 私は現在法務大臣でございますので、法務大臣としてのお答えをして、個人の考え方とか個人のことはあまり言うことは適當でない、この職にある間は法務大臣としての所見を述べたい、かように考へております。その点もひとつ御了承を願ひたいと思ひます。

○田代富士男君 だから、それは最初断つておられますけれども、大阪から出てきた私たちがこの問題は解決すべきことはすべきである、私はそう思ふわけなんです、個人としての意見は言えないとおっしゃるならば、それはしかたないと思うのですけれども、このようにことが警察と相談ずくにおいてなされていたといふことは、私はけしからぬと思つたのです。だから、法務大臣としてそ

れは私は言えませんが、この事件について、そのままでけつこうだと思つたのです。そして、すべての毎日の行動が法務大臣としての行動である。毎日の私生活においてもそれだつたならばたいへんなことになるんじゃないかと思つたのです、法務大臣以外のことは言えないというならば。だから、そのようないふことを言わずに、個人的な考え方であつたといふ、私はそうワクにはめて言つてゐるんじゃないです。それを何か自分でワクをつくつて、法務大臣として、日常生活も全部法務大臣になつてしまふ。日常生活全部、法務大臣のおっしゃる見解でいくならば。そこまで追及しませんが、同じ大阪選出の議員としてとにも解決していこうという熱意も認めてください。よ、ただ単に権力でやるんじゃないやなくて。

それで話は先に進みますけれども、この前法務大臣が、今度は法務大臣としてですよ、予算委員会においてお述べになられたことがあります。それは公明党の浅井委員が質問をいたしました。「贈収賄容疑事件の特別公務員の犯罪成立要件及び職務権限について法務大臣の見解を詳しく教えてください」と、このように質問をしております。御承知のとおりだと思つたのです。赤間個人ではあります、法務大臣としての答弁であります。大臣は、「私は、一般にいろいろと問題視されるものは、いわゆるわいろと政治献金、これがいろいろと実際の場合においては論議せられる場合が大体多いと考へます。おおよそわいろといふものは、これは職務に關する不正な報酬、こういうふうには法務大臣としては考へております。言いかえらば、職務行為の対価としての不正の利益といふことが、私はわいろの罪になるものと、かやうに考へておるのであります。政治献金といふのは、御承知のように政治活動のための献金でございます。私は、これは非常に必要なものではあると存じます。しかしまた、表面は政治献金といふやうな形で、裏面は職務行為との關係においていわゆる賄付と反対給付との對價關係にあるといふやうなもの間にはあるかもしれぬとか、こう

いうものにつきましては、私は、名前は政治献金でありまして一種のわいろである、かような解釈をいたしておるような次第でございませう。このあたにもずつとお述べになつていらつしやいますけれども、ここにありますとおり、実態は職務行為との関係においていわゆる給付と反対給付との対価関係にあるようなものは、名前は政治献金であつても一種のわいろである、このように解釈しては、かように発言なさつていらつしやいますけれども、もっと具体的に一回御答弁願えたらお願いしたいと思ひますけれども、この点お願いいたします。

○国務大臣(赤間文三君) ただいま読み上げになりましたとおり予算委員会が答弁いたしました。職務行為の対価、給付と反対給付との関係でわいろが成り立つたか成り立たぬかということに私は法律の解釈をいたしておるのです。なおまた、政治献金も、法律によつて認められたものであれば、正しいものが大部分と申しますか、法律に従つた政治献金は正しいと思ふのであります。名は政治献金になつておつてもその実はいわゆるの定義に当はるような政治献金といふものは、これはわいろとして取り扱うべきことが適当じやないかと、こういうふうな考え方を持つておるのであります。こういう点が、実際の問題におきましては、なかなか、個々のケース・バイ・ケースで、検察官が非常に努力をせられるところじやないかというふうには考へております。名前は、形式が政治献金であつてもわいろに当はるものはあくまでわいろである、わいろとしてこれは処断されるべきものである、かように私は考へておることを御了承いただきたい。

○田代富士男君 ただいまあらためて法務大臣からお聞きしましたけれども、名前は政治献金といつても、このわいろに当はるべき、該当、抵触するならば、これはわいろであると。その給付と反対給付との対価関係についてのまあ簡単な説明であると思ひますけれども、その点で言うならば、今回の汚職事件も検察当局がケース・バイ・

ケースで努力をなさつていらつしやる。この努力をされているところの基準ですね、ここが今回の職務権限の問題がからんでくる、今回の一番ポイントになつておるところじやないかと思ひます。だから、これは見方によつていろいろ違ふんじやないかと思ひます、見方によつて。だから、これをわいろでないという目で見なければならぬではない、わいろである、こういう見方ではめがねをかけません、法務大臣めがねをかけていらつしやいます。赤いめがねをかけて見るなら、すべてのものは赤く見えるわけですね。今度は青いめがねをかけて見るなら、どんなものでも青く見えてしまふわけなんです。こちらの主観によつてその見方は違つてくると思ひます。さあそこで、検察官が憲法あるいは法令の上から見ていく見方がもつてもよしやう。しかし、政治といふもの、あるいはすべてのそういう法規といふもの、国民大衆の目といふものを忘れては審議はできないと思ひます。大衆はどのやうに見ているか。今回のこれだけ明らかにされた、特に先日の予算委員会におきまして、る具体的に大タク協会の理事会の議事録等によつて——きようはもう述べませんけれども、ここにありまして。この前の申された点は全部ここに収録してありますけれども、あらためてここで述べませんけれども、今回のLPガスの税制法案に對しましてこの政治献金がなされたということが、LPガスの税制法案がその政治献金によつて圧力を加えられたといふことはもう明白たる事実です。それに對して法務大臣は、過去何回も捜査中でありました。私は、先日の運輸委員会におきまして、その問題の中曾根運輸大臣に聞きましたら、司法当局にまかしてあるからと、かように御答弁でございました。しかし、私は、ここに参考図表を書いてあります、この図表から考えましても、いかに政治献金と法案審議といふものが関係があるかといふことが一目より然とわかるわけなんです。

まあここに書いてありますとおり、三十九年に大蔵省案一キロ当たり二十六円五十銭ときまつております、三十九年に——一番左のほうです。そして四十年二月、国会提出法案によりますとき、もうここで四十年一月から一キロ当たり十七円五十銭課税をするという、あそこにもう黒いあが下つております。そして四十年二月、四十八国会におきまして、それが、赤字で書いてありますが、継続審議になつております。そして八月の四十九回国会におきましても継続審議、そして四十年十二月の第五十回国会におきまして審議未了となつて廃案ということになつております。赤字で書いてあります、廃案。そして十二月第五十一回国会で、自民、社会、民社三党の共同提案によりまして、四十年十二月までは一キロ当たり五円、それから四十二年十二月までは十円、そして四十三年以降十七円五十銭といふふうになりまして、そしてまた四十二年の六月の第五十五回国会におきましては、一キロ当たり十七円五十銭にするのは四十四年三月以降に延長する。そのように次から次に、継続審議、継続審議、廃案、そして延長されてきております。それに対して、今度右側の表を見てみますと、三十九年から四十二年まで、下に国会の動きが書いてあります、その国会の動きがこちらの左の表のようになるわけです。そしてこの上が政治献金。まあ政治献金は合法であるといふことをおっしゃいます。だから、自治省に届け出たものとこの政治献金の概算でございまして、この一覽表がここにあります。今回の陸運汚職に對してどれだけのあつたか、それを概略グラフに書きますと、少なくともこの四十年の半ば、継続審議、継続審議、そのされるとき、それから四十一年の中間で法案が廃案になるかどうかといふそのときから、政治献金はいきなり一億五千万円、二億と、このように急激に政治資金といふものがふやされていってあります。まあ概略の政治資金の総合計をまとめた資料の中で申し上げます——これは自治省に届けてある分でございます、これ

でいきますと、自民党本部に對しまして一億四千万円——これは概算でございます、全金額じやない、概算でございます、こちらでつかみまして五千万円以下等の献金は切り捨てまして使いました。これをパーセントで言いますと、今回の約二億三千万円の政治献金がされたという金額の中で、自民党本部に對しては一億四千万円、すなわち六四％、社会党本部に對しては一千九百万円、全体の五％、民社党本部に對しては四百九十万円の二％、新生政治経済研究会一千四百六十二万円、全体の七％、二十日会、これが一千九百五十五万円、全体の九％、松山会五百五十万円、一％、その他が二千七百六十六万円、一二％まあグラフに書きますとこのやうなグラフであります。パーセントに直しますと、自民党本部に六四％である。全体の三分の二強です。これだけの政治献金がなされたか、その目的につきましては、何のために使われたか。先日釈放されました相互タクシの多田社長は、あれは単なるお中元としての献金であつたと、釈放後の記者会見におきまして、そういうやうなことを多田さんは述べております。ほんとうにそのやうな大タク関係のものはお中元であつたかお中元であるならば、毎月ただ単なる小さな百万円そこそこ金額であつた、のがいきなり四十年から四十二年にかけてあれだけのお中元がふえたか。そのタクシ協会のお中元といふものはそのくらいもうかるものであるか。それであるならば、政府の冷房料金値上げのときはどういう理由であつたか。タクシの経営者が経営不振のためにこれをやむを得ず認める、こういう答弁であつた、しかし、これだけの政治献金をするくらいの内容であるならば、そんなことは認められるはずないわけなんです。ここで時間がありません、過去の予算委員会においても言われてまいりましたから、具体的には、何日の日にどうなつたといふことは申しませんけれども、このやうな一貫したことから考えまして、給付と反対給付との対価関係につきまして法務大臣としてどのようにお考えであるか。捜査の段階である、

事件を究明してくれるものと私は信頼をいたしている。法務大臣としては、常に密接な連絡をとつて正しい究明というものが行なわれつつある、かように私は考えている。これに対して外部からいろいろ力を加えるというようなことは、私は好ましくないのじゃないか。あくまで密接な関係のもとに檢察当局に十二分に努力をしてもらつてこの事件が解明されることが望ましいのじゃないか、こういう考え方からいたしまして、たびたび申し上げましたように、捜査中の問題についてとやこう言うことは捜査の妨げになる節が起こつてくるのじゃないか、かように私は考えておる。過去においても調べてみました、捜査の途中の事件

が起きいるわけなんです。その点の捜査の段階においてまあ慎重を期するためと、いろいろなこととは言えますけれども、最高検がじかに手を出したというのは十一月の末です。この事件が起きてから四カ月間、このようになっていた。この点において信頼しているとおっしゃるのは――私は信頼していてもけっこうです。しかし世間のことは、信頼の盲点というのがあるのです、御存じだと思います。その信頼している檢察当局がやってくれていると思ひながら、過去の動きからずっと考えたら、こういう経過をたどっているわけであります。こういう点につきまして最初に、局長さんも

については、法務大臣はその捜査の途中で捜査の内容を発表した例は、私が調べたところではありません。またこの捜査は将来どういう見通しになりますかという質問に対してもあまりその見通しを言つた例はないかように考えております。私は、やはり、あくまで檢察当局を信頼して十二分にいくと、外部から一切の力が加わらぬことの私は見張りをしておる。檢察当局が勉強してくれることとあわせて、外部からいかなる力も一切加わらぬように私は見張りをしておる。そういう事實は、全然ありませんが、そういうことも注意をして、りっぱにこの事件が解明せられ、国民の信頼にこたえるであろう、こういう期待をいたしておるのので、その辺御了承を願いたいと存ずる次第でございます。たとえばこういう事実があったからどうであるか、こんなに精細なものを持つてきたからこれについての所見はどうかとお尋ねになりましても、責任ある法務大臣としては、どうである、こうであるということは一切申し上げることは好ましくない、そういうことに一々意見を言うようじゃ、かえつて私は捜査の妨げになるようなこととします。その間の事情をひとつ十分に御了察をお願いしたい。あくまでも正しく、不偏不党、外部の力を排斥して、真の目的を達成するように檢察当局と密接な連携のもとに仕事を進めていくということ

見えておりますから、局長さんから、どうしてこのような経過をたどったかという経過と、法務大臣の、私は警察とは関係がないけれども、檢察とは綿密に連絡をとっているとおっしゃったのです、その関係ですね。お二人からそれぞれ意見を聞かしていただきたいと思うのです。

○國務大臣(赤間文三君) 私は十一月の二十五日に法務大臣になりましたが、この問題が当時重要であるということ、よく事情を檢察当局から聞いたのであります。どういうふうかというのを詳しく聞きましたが、なかなか事件が複雑多岐なために相当の日子がかかったという報告を受けました。それからその間において、あるいは大阪地檢と最高檢との間に意見の相違があるとかないとかいうようなことはあまり聞かなかつたのです。これだけ重大な問題でありますから議論なり、いろいろなことは私想像するにあつたと思いますが、終始一貫檢察は一体となつてこれについては全力を尽くしたと、こういうふうには私は承つていたのであります。その間日にちがよけいにかつたというので、なまけるとか、あるいは外部からの力が入つたとか、あるいは何か特別な理由があつたということは、私が調査し聞いたところにおいては一言もございません。ただ問題が非常に複雑多岐にわたつたために日にちがかつた。

なおまた私は、ことしじゅうにこの問題を解決

すべきかどうかということについて意見を聞かれましたが、こういう重要な問題を、日にちを切つてやることは、私は法務大臣としては賛成しない。調べるべきものは徹底的にやはり十分に調べてもらわなければならない。日にちを切つて、これを早くやるというだけだ。十分にやるべきものはやる。ただ希望としては、こういう事件は好ましいものでないのだから、全力をあげて一日も早く終了してもらいたい。これを希望するものであるが、いつまでにこの事件を解決せしめたいか、急いでやれという指示は絶対しない。十分ひとつ納得のいくまで捜査をやつていただくことが、国民の信頼にこたえるゆえんじやないかというのを私は申し上げておるのではありません。いまお話しになりましたような、地検と最高検との間のどうか、何か意見の相違とかいうようなことは、私は一切聞いておりません。一体になつて非常に勉強をしてくれたように承つております。

○政府委員(川井英良君) 検察庁というのは少しほかの役所と機構上違つたところがございまして、最初にその違つた点をちよつと申し上げてみたいと思つたのですが、最高検察庁が一つございまして、その下に御承知のとおり八つの高等検察庁がございまして、それから四十九の地方検察庁があるわけでございますが、高等検察庁に認証官の検事長を置きまして、具体的事件の処理につきましては、同時にまた検察官の人事につきましては検事長に責任を持たせまして、そしてほとんどの事件が検事長の指揮命令によつて行なわれておるといふのが実情でございます。よほど大きな事件であり、また技術上、法律上の大きな問題点がない限り、最高検察庁の指揮を受けたいというふうなやり方になっております。実はこのやり方には大きな意味がございまして、戦前は法務大臣が憲兵をも指揮いたしました、もちろん警察をも指揮いたしました、昔は司法大臣と言つておりましたが、私も司法大臣の時代から仕えておつたわけですが、その司法大臣なる者は、巡査に至るま

で具体的な事件について指揮ができたわけでございます。戦後になりました、御承知のように警察と検察との関係を立ち初りました、両者の関係は単なる協力関係ということになりましたので、法律に定められた特別な事情がない限りは検察官は警察官を指揮できません。したがって、今度の事件は警察と関係なしに、全く大阪地方検察庁の特捜部は警察と関係なしに、独自の立場で捜査をいたしておりますので、当初問題になりましたように、検察ではなくて警察当局に献金にあたつて意見を求めにいったというふうなことは、本日の新聞に報道されておりますけれども、これを見て一番びっくりしたのは、大阪の地方検察庁の特捜部の検察官だろと、私はけさそう思つたわけでございます。

そのような事情に相なつておりました、戦後におきましては、法務大臣は具体的な事件につきましては、警察官を指揮することができません。ただ検事総長のみを指揮することができるといふうちに、検察庁法第十四条に規定があるわけでございます。したがって、具体的な事件につきましては、検事総長を長とする最高検察庁は、早くからは、外目には法務大臣の政治的な考え方が、ある場合には、具体的な事件に反映するという誤解を招くおそれもあると思つたのでございまして、さうな観点から検察庁法十四条ができた後におきまして、検察庁の運営におきましては、できる限り国民に独立した検察庁の立場で、独立した刑事司法に奉仕するといふ検察庁の独立性を認めるために、先ほど申し上げましたとおり、高等検察庁の検事長にかなりの権限をまかせて実際の事件を運営してまいつていく、事件を処理してまいつていくと、こういうのが実情であるわけでございます。

したがって、本件におきましても、大阪地方検察庁は大阪高等検察庁の指揮を受けまして捜査にタッチしたわけでございますけれども、事件の内容、大きさは、本日この国会においても慎重に議論がなされておりますように、重大な影響を持つた事件でございますので、これはかなり早い機会から最高検察庁の指揮を受けて捜査をしていくということをお願いしたいと思つたわけでございます。そこで、新聞等におきましては、十一月の何日かに最高検察庁において、高等検察庁並びに地方検察庁の係官が上京いたしました、今後の事件の処理というふうなことに付いて打ち合はせをしたことに相なつておりますけれども、それが最初ではございませぬ。実は前にもすでに二、三回、同じような打ち合わせが開かれていたわけでございます、それは外部にはそういう会があつたといふことは出ていないわけでございます、最高検察庁はいついかなる場合においても、全検察官を指揮監督する権限を法律上認められておりますので、下のほうから指示を求めてまいりません、上のほうから見ておりました、適当でない、あるいは少しもたまたましているといふふうな場合には、職権をもつていち早くその担当者に適當な指示、注意を与える、こういうふうなことは、具体的な事件におきましては常時これをいたしておるわけでありまして、以上は形の上から見た検察の機構の特殊性を御理解いただくために、よいことではあります、ちよつと触れたのでござい

ます。それから、この事件をごらんいただきまして、かなり時間がかかつておるではないか、どうもふに落ちない点がある、こういう仰せでございますが、この点につきましては、冒頭に大臣から御説明がございましたように、こういうような事件が起きますと、世上、一億何千万使途不明金があるとか、二億何千万の使途不明金があるとかいふようなことがたやすく人の口にのぼるわけでございます、こういうふうなものは、会社の会計帳簿を持つてきまして、ちゃんと帳尻が合つておりません、一見いたしましたところ、さうな使途不明金が出る余地はないわけでございます。そこで検察権という非常に大きく人権に影響のある権力を発動いたしました、人を司直の手によつてあるいは逮捕し、あるいはその自宅に踏み込んで、プライバシーを侵すといふような大きな権限を行使するにあたりましては、世上言われておりますやうな、常識的な使途不明金をもつては、権力を発動できるわけはないのでございまして、そこで、まず当初に情報によりまして内定の結果、非常に疑いが濃いつつ、こういう段階になりました、八月十二日から集中的に、四回にわたつて、先ほど申し上げましたように、非常に大きな家宅捜索を実施いたしました、多くの会計書類、その他関係書類を収取いたしました、何十人の検察官あるいは検察事務官がこれにかかりきりにかかりまして、そして一々伝票と帳簿を照らし合はせまして、いわゆる使途不明金の確定に努力したわけでありまして、検察庁は検察事務官の中に、今日数十名、税務大学校を卒業いたしましたこの関係のベテランを養成いたしました、東京地検及び大阪地検の特捜部にこれを配属しております、かようなエキスパートを使ひまして、約二カ月間にわたつて会計帳簿を全部洗いまして、その結果相当金額の疑いの濃いつつ使途不明金が出ておるといふことを、ようやく突きとめましたのは十月の終わりの十一月の初めごろに相なるわけでありまして、

この間の捜査を一々御説明するわけにはまいりませんけれども、これを何とか早く短くならぬかという仰せでございますが、私ももう少し人手と、またこの道に関する専門家の養成といふことを心がけてまして、さらにこの次、あるいはさういふ事件が起らないことを希望するわけでございますけれども、何とか早くやることに、今後におきましては法務行政の上にさらに一そう注意はいたしたいと思つたわけで、弁解になりますけれども、この種の事件につきましては、使途不明金の確定には非常に何と言いますか、時間がかかるというのを何とかとつて御了承を賜りたいと思つたわけで、

さきの共和グループのときにおきましても、東

京地検は大阪地検の約五倍ぐらゐの世帯を持つております。ちようどこれも二カ月、使途不明金の発見にかつたわけで、今度のときは前の事件に比べてその分量、複雑性は倍加されておゐり、私の専門的な立場を言わせていただくならば、大阪地検というふうな、東京を離れたところ大きな世帯ではございませんけれども、たつた十一人の特捜検事でございしますが、その特捜検事でよくぞ事件に手をつけた、よくぞここまでこの事件をやつてくたしたというふうに、私どもの立場からは非常によくやつてくれている、内輪で内輪をほめてはまことに申しわけない話でございしますが、そういうふうな気持ちでおるわけでございします。全然手をつけないならばおしかりを受け、叱咤激励を受けても、まことにこれを甘んじて受けますけれども非常な困難と非常な隘路を克服しながら、今日全力をあげて、日曜も一日も休んでおりません。一生懸命にこの努力しておる検察庁のために、いま大臣が申しておりますように、中身についてとやかくここでもって法務当局から先を明らかにしてしまふということとは、せつかく努力しておるこの事件が有終の美を飾ることができなくなるといふおそれが多分にありますので、いろいろな重要なところをこしばを濁すようなことが問々ありますけれども、それはどうか検察当局が一生懸命事件をやつておる、そうしてこれをものにしたいと、こういう努力のために、法務当局としてそこに触れることができないのを、同じことを重ねて申し上げるわけでございしますけれども、何とぞ御了承を賜わりたいと思ひます。

長くなつて失礼でございしますが、もう一点、この職務に対する対価として使用されるものはいろいろである、私も法務大臣も予算委員会でも申し上げましたけれども、これは素朴な純法的なものの概念でございまして、公務員の職務に関する対価としての不利益というところに相なつておりますので、先ほど図面でも御説明いただきましたように、何億という金が流れておるといふやうなこと、私どもも報告を受けて承知いたして

おりますけれども、その何億という金は、公務員でない政党に対して献金されたものか、あるいは国会議員ないしは委員会の委員としての特別公務員としての職務権限に關して献金されたものかどうかということによつて、これは犯罪になるかならないかということがおのずから分かれてくるわけでございます。常識的、通俗的には対価關係を目当てにして多額な金銭を政党に献金されたといふことの当否は、私は国民が判断することだらうと思ひます。私も検察官というふうな役人が判断するのは、個々のやりとりされた金額が、個々のその特別公務員の職務権限に關係して、具体的に對価關係になつていくかどうかという点がわいなるにかならないかという境目でございします。非常にとくさんある金銭のやりとりの中から、最もいろいろ性の濃いのに限りたいしまして、一、二の線を一生懸命に証拠づけをしておる、こういうのが今日の現状でございしますので、たいへん長くなりまして申しわけございませんけれども、やや実情に關しまして御説明を申し上げたわけでございします。

○田代富士男君 いま説明いろいろ聞き出しましたけれども、いまとやかくこの問題に對して法務大臣も言うべきではないと思ふ、また過去のこと、將來のこととも私は一切言わない。また局長さんも、これは差し控えたい、そしていま特捜部において行なわれておるそういう人々の労をねぎらう意味において、有終の美を飾ることができないと、いまとやかく言え。言わなかつたら有終の美を飾ることができるといふことは、そんなら有終の美といふのはどういふふうに解釈していいか。こゝには有終の美といふものは栄光であるかのようなふうにも解釈できますし、いまこゝでとやかく言えば有終の美を飾れない言わなかつたら有終の美を飾ることができるといふ、要するに結論じやないかと思ふのですけれども、それがどういふ有終の美であるか、そのことも発言できないのですか。ただ、こゝには有終の美であるといふ。そしていま申されたやうに、對価即わいろと

いう關係につきましてのいまの局長のお話でございしますが、何億円という金がそういうふうになつて直接判断されてはどうかと思ふと、個々の問題であるといふことではございしますが、常識的なものは国民が判断する。そして役人のやることは、個々の判断が成立するかどうかという問題であるといふことではございしますが、それは当然じやないかと思ふ。私たちが国会議員といふものは、国民の代表としてこの国会に来ております。これだけ国民に疑惑を持たれておる今日の汚職事件です。また、そしていま聞けば、複雑多岐にわたる今回の陸運汚職事件であるといふことを、いままでちよつと数えなかつたのですけれども、もう十何回かお聞きしたんじゃないかと思ふのです。ちよつといまさきから数えてみたのですけれども、共和製糖のあれだけの問題でも會計關係の調査が二カ月かかった。今回の陸運汚職のこれも二カ月以上かかった。そのように複雑多岐に、慎重にやつておる。搜索するにもよほどの容疑がなかつたら搜索してないといふいまのおこぼで、七月から八月の初めにかけても、四次にわたる搜索が行なわれております。容疑がなかつたら、そのやうに搜索しない。慎重にやつておるから、こゝにやうに期限も延びてきたといふ御説明でございしました。

あえて言うならば、御承知のように、先日關谷勝利代議士の家宅搜索、あるいはその關係の家宅搜索が行なわれました。国会の議員会館におきまして家宅搜索が法的な手続を経て行なわれたと思ひます。そうすれば、いまの局長の話であるとするならば、そのやうな搜索をするといふ場合には、容疑が濃いつ場合にそういうことをやるというならば、關谷代議士に對する容疑が濃くなつてきたといふ見方をされても、これは当然じやないかと思ふのです。いまのは私のこじつけの話じやないのです。そういう慎重にやつておるから期限が延びたといふときに、搜索をするにも濃いつ容疑、決定じやないけれども、そのときに初めてやるといふならば、關谷代議士に對する容疑も濃いつ

といふことを、今回の家宅搜索におきまして証明されたといふと聞かないと思ふのであります。そうしたならば、先のことは法務大臣は一言も言えませんが大みえをお切りになりましたけれども、まあわれわれが常識的に考えるならば、いまから先の問題として、この問題につきましては關谷代議士の逮捕諸請求か、あるいは国会会期あけの逮捕か、あるいは任意取り調べのままの起訴になるか、こゝのような三つのケースが予想されるわけでは、これに對してもどうなんですかと私御質問しても、搜索の段階であつて、いま言えば有終の美を飾ることができないと、だから言えませんがおしやるにきまりきつておると思ふのですけれども、常識的に判断するのは国民が判断する、私はこれが大事じやないかと思ふわけなんです。だから、いまさきから言つておられますけれども、大阪の事件、また大阪から飛び火をしまして、東京の陸運關係に移つております。こゝにやうな場合に、ただ単にその法をたてまゐにしただけで論じてしかるべきではありませんけれども、国民の疑いをこれを晴らさなかつたら、どうにもしなかつたがたいわけなんです。だから佐藤總理をはじめといたしまして、国会の答弁の中におきまして、檢察庁独自の立場で、國民の納得のいくやうにけりをつける。いまの局長のお話では、常識的に判断は國民がするといふ、國民が納得いくやうなけりをつけるといふことがはたして、有終の美を飾るといふいまのこぼれがあらはれたけれども、そのやうな有終の美になるか、その点ですね。それは先のことは言えませんが、有終の美にかゝるべきことでは、有終の美はわかりました。一般的に言うならば、有終の美といふことは栄光をさすのじやないかと思ふのです。りつぱであつた。どういふ有終の美であるか、この点につきまして御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(川井英良君) 眞剣な御質問です。私がいささかこぼれが適当でなかつた面があるかと思ひますが、有終の美といふのは、要するに妥協な結論、國民の目から見まして公正妥

当な結論を出すということが、檢察の有終の美だ
らうと思ひます。したがひまして、必ずしも起訴
するとか不起訴にするとかいふやうなことを意味
しませんが、その捜査の過程と捜査の結果を、国
民の納得いくやうな公正妥當な結論を出す。とに
かく、今日世の中に大きな疑惑が投げ込まれて、
その疑惑については、犯罪の捜査権を持つておる
ものは、犯罪の捜査をすることが適當だ、こう決
心した場合に捜査に取りかかる。その結果、その
疑惑はかくかくの理由によつてかくかくの捜査
をした結果かやうな結論になった、これがこの疑
惑を解くゆゑんだといふやうなことをなし遂げる
ことが、およそ檢察官の職務の基本であらう。私
はこう思ひますので、有終の美といひますのは、
起訴、不起訴を意味するのではございませ
ん。国民の納得するやうな公正妥當な結論を出す
ことが有終の美だ、こういふやうに説明をさせて
いただきます。それから、常識とか何とかと申し
上げましたのは、ちよつとことばが足りませんで
したけれども、犯罪にはならないけれども、国民
が考へてみても、どうしても納得できない、適當
でないじゃないかと、こういふことが世の中にた
くさんございませう。犯罪とされてゐるものは案外
少ないわけではございまして、今日国民の目から見
てどうしても納得できない、こんなことがどうし
て許されるのだといふことがたくさんあるわけ
でございます。そういうふうなことは、檢察官の職務
の範囲ではございませぬので、そこまで檢察官が乗
り出してきますと、昔のいわゆる檢察官の職務
といふやうな非難も受けることになると思ひます
であります。檢察官はやっぱり犯罪になるものだけ
に職務行為を限定いたしまして活動するといふこ
とが、これが現在の民主主義国家における檢察官
のあり方として忘れてはならない点だらう、こう
思ひます。

そこで、先ほどの御説明、また御質問の中
に詳しくいろいろお話がございまして、その中を
いろいろ点検してきますといふと、私の目からは
その前のほうの、国民の目から見ても非常にけし

らぬといふやうなやりとりと、それから檢察の目
から見て犯罪の疑いのあるやりとりといふやうな
ものの、おのずから区別があるやうな気がするわ
けでございませう。そこで檢察は、たくさんの中か
ら自分が取り扱うべきものだけをとり上げていま
一生懸命に犯罪の捜査をしております、こうい
ふことを申し上げたわけではございまして、こう
いふことの権限に持つてこないやうな、世の中から見
てたいへんおもしろくない、納得できない、許され
ないことだと思ひますといふやうなことは、これは檢
事としては何ともできませんので、これは民主主
義国家でありますから、要するに国民がこれを判
断して、そうしてそれを直していく、こういふこ
とがものの筋ではないかと、こう思ひましたので、
たいへんまよいまきな言ひ方でございませうけれ
ども、そういう意味で国民の常識といふやうなこ
とばを使ひましたので、御了承をお願いいたした
いと思ひます。

それから關谷代議士の件につきましてお話が
ございましたけれども、この強制捜査、押収捜査な
いしは差し押えといつておりますけれども、これ
を行なう場合には、これはすでに参考人ではない
のでございませう。参考人に対して刑事訴訟法上押
収、差の押えを行なうといふやうなことはないわ
けでございませう。したがひまして關谷代議士の件
につきましては、会館をはじめ自宅、その他数カ所
にわたつて強制捜査を行なわれたといふことは、
刑事手続の面から見れば、すでに参考人の域
を脱して、もつと疑いの濃い立場にこのステータ
スを脱して、身分が法律上確定されてきたといふこ
とを當然意味しておるわけではございませうので、仰
せのとおり押収捜査が行なわれたといふことは、
参考人の段階よりは疑いが濃くなつてきたと、こ
れは當然の結論だらうと思ひます。でございまし
て、この辺のところは、私今日ここで答えを申
し上げて、何も捜査に差しかへのあることでは
なからうと、こう思ひます。

○田代富士男君 いまの有終の美を飾ることにつ
きまして、国民が納得できる公正なる結論、まあ
妥當な結論といふことばの表現が変りましたけれ
ども、これがこの当委員会においてこのやうに
直接お互いに話をすれば理解できないこともあり
ませんが、これがただ単に有終の美を飾ると、そ
ういふ結論となつたならば、その文章だけを見た
ならばです。どういふやうになるか。まずまず
疑惑を生ずる結果になるんじゃないかと思ひます
なです。いまの局長のお話でわかりましたけれ
どもね。しかしいま仰せのやうに、犯罪になる檢
察官の範囲と国民大衆の判断する範囲とごつちや
にしちやだめだと、縦分けしなくちやだめだと、
その意味もわかりませう。そのやうに檢察官は犯罪
になることにならなう場合は職務権限を發揮して
ほしい、まあそこはもう當然じゃないかと思ひ
ます。私も同感の至りです。だから政治献金とい
ふのは合法的でありますけれども、それ以外のそ
ういふ裏献金——といふことばを使つてはどうか
と思ひますけれども、その場合にどうかといふ
そこにも檢察官の職務権限を發揮すべきじゃない
かと思ひます。

そうすれば、先日の決算委員会におきましても
検討された事実でございませうが、今回のタクシー
の汚職の事件に對しまして、全乗連あるいは東旅
協、あるいは大タク協会等からこの法案阻止など
のために集めた金額といふものは、通称いわれる
金額が三億七千万円ある。そのうちに、ただいまこ
こで説明をしました政治献金という成規な手続と
して届けられてゐる金が二億三千万円、そうすれ
ばその差額一億四千万円もの巨額の金がどうなつ
たのか蒸発したんじゃないかと、蒸発論議がされ
たわけなんです。まあこの使途不明の金額という
ことが、その二カ月間にわたるところの会計關係
の調査においても、まあ檢察当局はどれだけの
んでいらつしやるかわかりませんが、先日の決算
委員会の中での論議の上から、このような結果が
出てゐるわけなんです。この使途不明の一億四千
万円が多数の国会議員に贈られたんじゃないか
かといふ疑いが濃いといふことが追及されたわけ
なんです。まあその金額等ちよつと追つてみま
すと、三億七千万円のうちの金額は、全乗連から
八千万円、それから東京乗用旅客自動車協会から
は一億四千万円、大タク協会から一億五千万円
で三億七千万円。まあこれはいづれも三回にわ
たつて臨時会費として集められております。どう
して集められたかといふことは、議事録等のいき
さつについては省きます。予算委員会においても
これは言われております。そのうち自治省に政治
献金として届けられた金といふものは、全乗連あ
るいは東旅協関係が一億一千万円、大タク協会が
一億二千万円、合計二億三千万円。そうすれば残
りの金が蒸発——まあことばはどうかと思ひます
が、代名詞を使うならば蒸発金額としましよ
う。ことばが不適當であれば、これは変えなけれ
ばならない。蒸発した金、使途不明、これが全乗
連、東旅協が一億一千万円、大タク協会がやはり
三千万円、一億四千万円のやういふやうな疑いが
濃いといふことがあるので、これも全国民が疑い
を持つところのものです。

政治献金といふものは、成規の手続をするなら
ば、ただいまも法務大臣が申されるとおりに、合
法であると言われるかもしれません。しかし、こ
のやうにたくさんのお金に對しては、私はこれに
對しては、いま申されるとおりに、これに對して
關谷代議士が「百万円は知らんぞよ」と愛媛のこ
とばで言つておりましたけれども、それがいま疑
いが濃いつた。最初は自分は潔白であつた
と言つていたはずなんです。何も潔白だと言つて
いた場合に、これはますます国民の疑惑というもの
が深まつていく。これは檢察当局が職務権限にお
いて調査をしていかなければならない。そうして
佐藤総理が申されるとおりに、国民の納得のいく
やうなケリをつけなければならぬです。それが
有終の美、まあことばを変えられまして、納得の
いく結論といふことになつてきておるわけなん
です。これだけのものが使途不明の金額がある、疑
いが濃いとされてゐる。これに對して、これは捜査

をきびしくやっていかなければならないと思うわけなんです。だから、私は何も知りません、いままでのことは知らない、いまさきのことは知らないというけれども、こういう事実も起きてきているわけなんです。まして關谷代議士のことがいま論議されましたけれども、その人のことにつきましては、ずっと以前にも陸運汚職に關係されたこともあり、ずつと以前にも陸運汚職に關係されたこともあり、その人。まあここに古い資料でめくって見たわけなんです、昭和二十九年の四月ごろのこの陸運汚職にも關係しております、この人は。

○國務大臣(赤間文三君) 造船……

○田代富士男君 二十九年四月の汚職事件にも關係しております。だから今度初めてであるならば、だれしも潔白だということを認めることもできるでしょうけれども、またもやつたかというような疑惑を持たれてもしかたがない。潔白であると言っていた、その潔白であったその人が、だんだんいまの局長の話では、参考人の城を脱してきた、そのような結果になった。だから私は、そのようなならば、いまさき申しました逮捕許可請求が、国会会期あけの逮捕が、任意取り調べの起訴かという三つの方法以外にないじゃないか。しかし、これは關谷個人でありますけれども、大きく考えていけば、これだけのいまさきの献金にゆきまして、全献金のうちの六四%が自民党本部に對してなされている。そして事実の面におきまして、LPガス法案のこのようなことになった。これは局長はまた別の問題だとおっしゃるかわかりませんが、事実においては、いまLPガスの法案が継続審議、継続審議、廃案、そうして延長と、このように次から次やってきているのです。

そのことを裏づけるかのように、ここにもありますけれども、これは昭和四十年の三月二十三日の「朝食会、赤坂プリンスホテルで、LPG課税反対陳情、寿原、關谷、田辺、川野代議士他。東旅協旬報第2巻4号を発行、3月3日の理事会で川鍋会長から「我々業界は国会の諸先生方の指導に基づいて、我々に不利益を与える悪法については体当たりでぶつかりたい」とあいさつがあった旨報告している。東旅協第2回理事会。川鍋会長が「政党献金については、お付き合いていどの献金をした」と協力に要請。東旅協LPG課税反対特別委で「最終段階の強力な陳情を行なう」ことを決定。」

またその次の六月には、参議院大蔵委員会がこの法案の審査の結果、そしてそのような打ち合わせがあったあとに、国会で六月一日継続審議となっており、その継続審議になった六月一日のあくる六月二十八日、「大タク協理理事会で多島会長の「1億円の献金は6月10日に多田、坪井、沢の各理事と山口旅協会長ら三氏により東京に持ち参し、自民党に届けた」と報告。關谷代議士は課税は来年まで延期されたが、次回の国会で議案が通過するようであれば、過日審議終了にした意味がなくなるので寿原氏ともども手を打っていきたい」とまた寿原氏は「結束による協力があれば阻止できると強調。」

こういふ、あえて私は多くは述べません。予算委員会でも言っております。このようにして、前回も言いましたけれども、言うならば、国会ぐるみの買収と言えども、適当でないかも知れませんが、このような法案の審議がなされ、二億、三億の政治献金によりましてあげられた利益というものがどれだけの利益があげられているのか。ガソリンの一日の使用料が二千元とするならば、LPガスの車を使えば千二百円で済むのです。車一台につき八百円の利益があるのです。十台で何ぼです、八千円。百台で八万円、千台で一日だけで八十万円ガソリン車より安くなる。それを全国総合計するならばいへん金額になる。法案審議は、この図表の経過のとおり、継続審議、継続審議、延長となつてきている。されば、個々のわいの事件、そういう対価關係のあることを調べるといふことが適当でしょう。常識的判断、国民的判断で言うならば、国会ぐるみ買収された、大

阪ではこういう評判がもうもうと起きている。これは、赤間さんは大阪から出た法務大臣やから、ひとつがんばつてもらわぬとあかぬなど、そういううわさも出ているのです。その法務大臣が、おれは法務大臣だからいまとやかくのことを言うことはできない。それは、大阪府民の皆さんわかつていられるので、法務大臣になつただけでも喜んでいられるので、その赤間さんが、ここ

で疑惑を晴らすようなことはまだ言われておりませんよ、国民大衆に。特に大阪の人に。私はこのように考えていくならば、献金の六四%を受け取つた、政治献金として合法的だと言いますけれども、合法でない献金も、これもいまだ調査中だと思ひますけれども、そういうことは国民的常識の上からいまして、私はこれは問題にせずにおかない。そういうところで、私は刑法百九十七条ノ二に、政党献金は第三者供賄になるといふ項目があります。これに当てはまるか当てはまらないか。いま申されました造船疑獄、法務大臣が、關谷さんの昭和二十九年の話をしましたら、それは造船疑獄ですよ、それからんだ問題じゃないですかとおっしゃった。造船疑獄のときも、御承知のとおり、あのような結果になつたけれども、造船疑獄のときに担当した検事が前馬場検事総長です。その人が、当時の決算委員会におきまして、指揮権発動のもとにあつたような結果になつたと思ひます。しかしそのときにも、刑法百九十七条ノ二にこれは抵触する可能性が強いといふことも言っているわけですよ。しかし結果は、指揮権発動のもとに何も有終の美——いまのことばで言うならば有終の美を飾ることができずして終わることになつております。

今度考えるならば、私は造船疑獄の場合と似通つた感じがするのです。その証拠に、複雑怪奇で、共和製糖のような、あのような膨大な事件でさえも、二カ月間會計關係の調査に当たつた。それ以上複雑怪奇なんです。私は昭和二十九年のことを言うわけじゃありませんけれども、引き出すわけじゃありませんけれども、この關係について、

もしも、合っているのか、そのときの場合と違ふのか、その辺の見解を法務大臣からお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(赤間文三君) 答えを申し上げますが、私は造船疑獄のことはよく存じません。今度の事件につきましては、有終の美というのは、私は意味がわからない。私の考えは、有終の美でなく、悪い者は悪いように、正しき法の制裁というものが行なわれるだろう、真実に徹した捜査が行なわれる、こういうことを非常に期待をしております。造船疑獄のときに知りませんが、今度是他からの圧力とかいうようなことはもう全然排除いたしまして、一切の干渉はやらなくて、そうして正しい檢察の働きをわれわれはこいねがつておるといふので、内容はよく知りませんが、全然違ふのじやないかと私は想像をいたします。外部からとやこう言うて、悪い者が制裁を受けないといううなことがあつてはならない。あくまで檢察は、悪い者は悪い者だ、道々に取りさばくのである、それがわれわれの非常な期待であります。

○田代富士男君 いまの説明はちよつとわかつたようなわからないようなもう一度ですよ、刑法百九十七条ノ二に、政党献金は第三者供賄になるといふ、こういう一項目があるのです。それに対して、今回抵触するかしらないかということ——造船疑獄のときは知らないとおっしゃる。それはさうかわかりません、前のことですから、詳しくは、しかし、この問題に對して、どうなんです、今回の汚職事件は、もうちよつと詳しく法務大臣からお願ひしたいと思ひます。

○國務大臣(赤間文三君) 刑事局長から先に。○田代富士男君 法務大臣からいま私は聞きたいのです。私はきょうは、法務大臣にお聞きして、ありのままのことを私も大阪の皆さんに伝えるのです。私はすぐに大阪へ帰りまして、実は皆さんの手で出られた法務大臣がきょうこのようにおっしゃつたのだ。それで大阪の疑惑も晴らすうと思ひます。肝心かなめな私は問題だと思ひます。だから、それに対して法務大臣としてお願ひ

したいと思うのです。

○国務大臣(赤間文三君) たびたびお答えしましたように、私はこの大阪のタクシー事件は、検察当局を信頼して、十二分にこの真相というものが解明せられるであろうというのを期待しておるのではありません。それで、その捜査の途中に、これをいまいろいろなことを申し上げるということ、は、捜査の妨げになる事例が多いと私は考えておる。適当なときに私はこのことが申し上げられると思う。捜査のまづ最終に、その捜査の妨げになるようなおそれのあることについては申し上げるわけにはまいらない、かように考えております。なおまた今度の事件につきましては、たびたび言いましたように、検察当局を十分信頼して、十二分にひとつこの事件を解明してもらう、他から一初この力が加わることがないということにいきいたい、これが私の非常に希望しておる。またそうあるようにしたい、これが私の今度の事件に対する考え方。しかも、連絡は十分、法務当局としては検察当局にも連絡をとって行く。特別に、要するに、俗に言う指揮権発動めいたようなことは一初やらない、存分にひとつ検察当局が黒は黒、白は白としての効果をあげてもらおうということを期待しておると、こういう趣旨でございます。

条文その他のことについては、専門の局長から十二分に説明をさせますから、お聞き取りを願いたいと思います。

○田代富士男君 いまの大臣のことば、あとで専門的には局長からということですが、いまたびたび、捜査の段階中であるから影響があるから言うわけにはいかないけれども、適当な時期に申し上げられると。まあ、その適当な時期の判断ですけれどもね、いまさっき、またいろいろ判断もあると思うのですけれども、適当な時期に申し上げることができるといふそのニュアンスの問題だと思ふのですけれども、概略してどういうような時期です、適当な時期とおっしゃるの。そのときには申し上げることができるといふ適当な時期。だから、一面では、私はいまさっきは、いままでの

過去のこと、いまから将来のことも私は個人的な意見は言えませんが。法務大臣のあれだけです。私が一番最初に聞いたときでもそうおっしゃった。私生活でもそんな窮屈なこととは言わずにと言った。あと一切言わない。じゃ適当な時期には申し上げることができるといふ。いま申しましたその絶対的、過去のことも将来のこともしないという一面、適当な時期には申し上げることができるといふその関係についてお願いいたします。いつであるか期待しております。

○国務大臣(赤間文三君) 私は大体考えておりますのは、第一は、捜査が最も適切に行なわれる、予期の捜査の結果が出るということをお心からこいねがって。妨げをして捜査に悪影響を及ぼしたり、いろんな妨げとなるようなことは、法務大臣として最も好まない。捜査の支障にならない、十二分にこの捜査の目的が達せられると、これを見守るのが法務大臣の一番大きな職責である。

それからもう一つは、今日は人権を重じなければならぬ。例を言うならば、捜査線上に浮かんできたという人は、私がよく了解しておる場合もありますから、黒か白かはつきりしないのに、まあ例を言うならばこういう人が捜査線上に浮かんできたというように言うならば、やがて調べた後、最後になつたところが何も関係がなかったといううな。法務大臣としてはそういうことがあつたならば申しわけがない。政治家は、たとえ罪にならなくてもやはり疑惑を受けるということは一生を葬られる、そういうふうな一種の人権を擁護するということも十二分に手伝わなければならぬ、こういう二つのことを念頭に置いて、捜査の妨げにもならない、それから、もう言うても何ももうはつきり黒は黒になる、そこに人権を阻害するようおそれもない、そういう時期には私は進んでこれを発表したい。なお、欲を言うならば、発表と同時に、将来好ましくないことが再び起こらないような方策というものをわれわれは十分考えて、われわれは好ましくない事件が将来たびたび

起こることのないように全力を尽くしていくということがまた私に課せられたとめだと、かように考えております。したがって、そういうことがないようになると、その時期はおまかせを願わないと、これは法務大臣が判定をする。まあ大体この辺でよろうと、いくら外部からいまいが適切におっしゃつても、それはなかなかその時期は法務大臣が大体これはもう間違いないだろう、そういうのでありますから、その点ひとつ御了承を願います。

○田代富士男君 で、それはこちらの聞きたいことは、最後の、法務大臣がその時期を判定すると、判定の基準において二点おあげになりましたけれども、まあ、その発表と同時に将来再び起きないような方策を考へる、こういう力強いおことばでありますけれども、具体的にいまその方策をちよつとお聞かせ願えますか。再びこういう事件が起きないようにするためには、私はこれはたいしたことだと思ふんです。将来再び起きないような方策を、これはもう歴代の法務大臣の中で初めての方策になるような方策にしたいわいわけなんですけれども、少しいまこまかいことは抜きにして、まあ大まか、大綱でもお願いいたします。

○国務大臣(赤間文三君) 私は、いわゆる公務員というものは、いわゆるわいせつとかいうようなことが一番好ましくない。公職にある者が、公務員のようなものがわいせつを取るといふようなことは、国に対する信頼というものを私はゆるがす。これはやっぱりまず公務員等が綱紀の肅正をひとつはかる。ここに起こつた事柄を、これは道々に、悪い者は悪い、いい者のいい、道々に責任を持ってさばかねばならぬ。やつた行為については責任を負うてもらうように、中途はんぱなことではいかぬ。しかしながら、起こつたことは、考え方によると、しかたがない。将来そういうことが二度と起こらぬような方策を講ずるといふことが、そのためには私は国、地方を通じてやはり綱紀の肅正というものをあらゆる機会をと

らまえて徹底をさせる方策を講じなければならぬ。どんなことをやるかというの、これは一言、二言では徹底しないから、それでまた、私が幾ら力んでみたつてしようがないと思う。とにかく公務員から汚職その他の犯罪事実を、これはもう警察も力を入れ、それからまた検察当局も力を入れて、また一般のそういうことに関係のない人も、全部の人がこれはやっぱり力を入れて汚職その他のことをなくす方策を考えなければならぬ、かように私は考えております。なかなか非常な各方面に徹底をさせないとなかなか効果はあがらぬと思ひますが、いわゆるあらゆる機会をつかまえて、あらゆる機会を通じて綱紀の肅正をはかることが私は必要である。それから、まあ話を露骨に言うなら、上の地位にある者ほどやっぱり身を慎んで模範になるようにやつていくといううな心がけも必要じゃないかと私は考えて、人に言う前に、やつぱり上にある者が身を慎んで間違ひのないようにやつていくということも、そういうように私は考えておる。また、あなたなどはいろいろな経験もありまして、綱紀肅正に知恵があつたらおかりをして、みんなでこれは成果があがるようにやつていきたい、かように私は考えております。

○久保等君 ちよつと関連質問。いろいろ長々と大臣から答弁があるので、いまの問題だけに限って、私はやつぱりもう少し明快に御答弁を願いたい、単に答弁だけじゃなくて、明快な態度をひとつここで法務大臣に鮮明にしてみたいと思ひます。ということは、いま、今後この種の汚職問題の絶滅を期する一方方策いかにという質問に対して、綱紀の肅正をやらなければいかぬ、これは広く一般の協力も得、それぞれの当事者がそれぞれひとつ自粛自戒しながら効果をあげていかなければならぬという答弁なんです、それもそうだと思うのです。しかし私は、いまここでこの汚職の問題に対して法務大臣に課せられている一任責任は何かというところになってきますと、単にばく然と綱紀肅正をはかつてまいることがこの種の汚職の絶滅をはかる最大の一つの方法だ

と言われる答弁では、どうもピンとこないのです。ということとは、まずやっぱり現在進行しつつある捜査案件に対して、私はやっぱり法務大臣がき然たる態度でもってこの問題に対して処置をしていくということだと思ふのです。いわば一罰百戒ということがあると思いますが、この種の問題に対して、やはり私は厳正にこの問題を扱ってまいりて、その立場から言えば、法務大臣の先ほどの御答弁を聞いておりますと、檢察陣営を信頼をし、その措置に期待をしておる。これでは法務大臣の私は責任を果たしているとは言えないと思ふのです。そんなことは、国民全体がむしろ大きな関心をもちたいにひとつ適正な結果が出ることを期待しておると思ふのです。法務大臣はその国民の信頼にこたえるためには、むしろ檢察陣営を大いに奮励をする。しかも早期解決、しかも厳正なる解決を見るような努力を法務大臣みずから私はやるべきだと思ふのです。そのことが法務大臣としての最小限度のこれは責任だと思ふのです。だから、そういうあたりについてのやはり大臣の決意を私は表明してもらわなければならぬ。それから、一番劈頭に大臣の就任のごあいさつがあったときに、今後の問題についてはひとつ厳正公平に処置をしてまいりたいということ、これはりっぱです。ところが、この案件に対しての処置はどうするのだという質問に対しては、担当者から信頼し、これに対して適切なひとつ措置がとられることを期待する。これはだいたい私は格調が下がっておると思ふのです。別にことばの端をとってどうこう質問するわけじゃないのですが、こういうこの種の具体的な問題に対してやはり厳正に処置をするのだ、しかも、早急に解決をするように最善の努力をしたい。このことは法務大臣としてはっきり言明をする責任があるし、また、そのことを実践させていかなければならぬと私は思ふのです。もちろん檢察陣営が、特に檢察諸君が一生懸命に線でもって苦勞している。これに對して法務大臣として勞をねぎらうことも必要だし、また、それを妨害するがときはもつてのほ

かです。したがって、そういうことについては、まずその士氣を高揚させながら捜査効果があがつていくようなことを大臣として配慮することは当然ですけれども、さらにそれに対して奮励をして、私は早期解決をすることによって国民の信頼にこたえるような積極性というものがなければならぬと思ふのです。だから、そこらの積極性については、残念ながら先ほどの質問のやりとりの中から聞いておつても、どうも大臣はきわめて大所高所から静観をしておるという程度の気持ちにしか私どもには聞き取れない。だから私は、ぜひこの問題については厳正に、しかも早期に解決するように最善の努力を法務大臣としてはもちろんやってもらいたい。この程度のこととは簡単に明快に答弁せられなければならぬと思ふのです。ぜひひとつその点についての大臣の所信と決意の表明をお願いしたいと思ふのです。

○國務大臣(赤間文三君) ただいまの御意見全く同感でありまして、その点はもう私と同じお考えだと思ひます。ただ私が言うのは、正しき指揮ならいいが、不当に干渉したり、圧力を加えるようなことを厳に戒める、こういうふうな意味のことが相当入って何かお聞きづらい点があつたかもしれません。あくまでやはり檢察當局は厳正に、その結果というものをできるだけ早く処置をつけてもらいたいということは奮励はいたしております。ただ、奮励はいたしておりますが、またあまり早く日にち、時間を限つたりなんだから、あるいは好ましくない人間をのがしたりするようなことがあつては好ましくないとにかく、全くお話しのように、十分ひとつと奮励するし、相励ましをするし、十分その捜査の目的を達成するように努力をしていきたい、かように考えておりますから、御了承願ひます。

○久保等君 私、今日、政治に対する不信、あるいはまた法務當局がいろいろ、特に出先の一線の檢察諸君あるいは捜査に加つておる人たちが非常な努力をしておるが、まあそれこそ百日の説

法何とやらで、最後のところで雲散霧消してしまふというやうなことが、今日まで汚職あるいは不正問題を扱つた場合の事例としてこれまで幾たびかあつたと思ふのです。そのことが非常に今日政治に対する不信感を招いておる私は最大の原因だと思ふ。端的な例が、例の造船廠における指揮権発動の問題であつたと思ふのです。したがって、そういう今日までの実績から国民が非常に疑惑を持つておるのだから、今回のタクシー事件のごときは、去年の、まだ国民の目に消えやらない共和製糖事件に続いて、タクシー問題という形で第二の霧の問題として非常に騒がれておる問題です。私はそれだけに、そういう経過とまた今日の国民の一般の気持ちを考えたときに、法務大臣の職責というものは常日ごろの法務大臣と違つた重大な責任があると思ふのです。それだけに私は、この問題についてはそれこそ厳正に徹底的に事態の究明をはかつてもらふと同時に、私は何人も人権を侵してまでとかくせよということをとさらさら申しているわけじゃありません。当然、法務大臣としてそういうことについての配慮は加えられなければならぬけれども、しかし、さればといつて、だんだん具体的問題になつてくると、まんざら赤の他人でもないやうな人たちが容疑に上がつてくると、政党政派の關係からいつても、そうなつてくると、最後には何か政治的な圧力が加えられる。これは政治的な圧力というのは、い意味の政治的な圧力じゃなくて、悪い意味の政治的な圧力が加わつて、だんだん問題が上に行くに従つて消えていつてしまふ。第一線の諸君は非常にたいへんな苦勞をして、不眠不休で捜査をしてどうやら問題が明確になつてきたところで、政治的な変な圧力が加わつて雲散霧消してしまふといふやうなことが今日までよくあるわけです。これは、今回のこの問題に関する限りはそうじゃない、上にいけば行くほど問題がさらに明確になつていくといふ形に私は解決してもらいたい。これは国民全体が心から願ふところだと思ふのです、そういう立場でやつてもらいたいし、し

かし、大臣の言われる何月何日までに片づけてしまふといふやうな、その片づけるために片づけるといふやうなことにやなくて、ほんとうに真相の究明を徹底的にやつてもらふ。そのために期間を切るわけにもまいらないと思ひますが、しかし、さればといつて、ゆつくりやるということがあつちやならぬと思ふのです。そのところは一つ申し上げなくてもわかることですから、いづれにしても、結論として、国民の抱いておる大きな不信を、しかも第二弾として、第二の霧問題といわれるタクシー問題について、徹底的に真相の究明をはかり、できるだけひとつ厳正に徹底的に処置してもらいたい。このことを簡単に申し上げて、再度ひとつ、従来の経過もあることですから、長い間の汚職問題に対するひとつこゝろで政治の姿勢を正す、また檢察陣営は、ほんとうに最後にはよくやつたといわれるやうな結論が出るやうに結論づけてもらいたいと思ふ。再度ひとつ大臣の決意を伺つておきたいと思ふのです。

○國務大臣(赤間文三君) お答え申し上げます。私は、真剣に檢察がこの捜査の目的を達成するように、私としても全力を尽くしたいと思つております。まして私は、外から力を入れて檢察がやつておる仕事の妨げをするといふやうなことは、全然これを排除するのはもちろんのこと、適当にひとつこの事件が、ごくろうであるが、できるだけ早く解決をして、国民の疑惑を解いてもらいたい、こういうことに今後十分力を尽くしていきたいと思つております。御了承願ひます。

○田代富士男君 午後の大臣の御予定もあると思ひますから、もうあと一、二の問題で終わりたいと思ひます。まだまだこの問題は、これで終わるじやありません。連続してまいりますが、きょうの委員会のところ、あと一、二問で終わりたいと思ひますが、いま久保委員からお話がありましたとおり、この問題は大事な問題じゃないかと思ひますから、法務大臣として、私も言つておきましたが、はつきりした態度で臨んでいただきたいと思ふのです。

それで、何かいい方策をあなたお持ちでありましたらお教え願いたいということでありまして、ひとつ申し上げますけれども、綱紀肅正とかそういうことを申されましても、これは出先のそういう公務員の人々に綱紀肅正を言う前に、大もとです。いま久保先生のおっしゃるのとおり、大もとを改めなくちゃならない。そもそも政治献金そのものを改正していかなかったならば、綱紀肅正でこの問題が解決できますか。枝葉の問題の解決よりも、根っこの問題です。その根本の政治献金そのものの自身にこういう汚職がつきま

とつてきているのです。
私は、きょう時間があればやろうと思いましたが、全部調べておりますが、来年は明治百年と騒がれておりますが、明治百年間の汚職事件を全部勉強いたしました。私、ここにその大綱だけ持ってきております。戦後という汚職事件があったか、戦前という事件があったか。明治百年といわれましても、明治百年間の汚職事件をここでやってきましたのでございまして、時間があるから省略しますが、綱紀肅正とかそういう枝葉では解決できません。いま、いい方策があれば言ってくれとおっしゃるから私は言うのです。大臣からの求めに応じて言っているのです。だから、大臣が真にその姿勢を正そうとするならば、政治資金に対する問題と取り組んでもらいたいと思うのです。

御承知のとおり、政治資金の問題につきましては、いろいろな問題点が今日までなされてきております。まあそういうことから考えていけば、私はここで論ずるまでもないと思ひますけれども、共和製糖の問題にしても、造船疑獄の問題にしても、いろいろ問題になってきている根本をたどっていきましますと、全部政治資金の問題が持ち上がってきております。そうしてこのデータを調べていきましてもわかりましても、全部最後はうやむやのうちに押されてしまっている。今回のLPG法案の審議に際しまして、これは納得できますか。そのように審議されました

か。このLPGが、ガスの修正法案が成立した当時の衆、参両院の大蔵委員会の速記録を読んだ場合に、審議された経過は一つもございまい。だから、衆議院の大蔵委員会におきまして、本法案は三国会の長きにわたりましたけれども、この本文の審議その他はほとんど行なわれておりません。何も審議を行なわれずにやられておる。そういうことからいふならば、政治資金そのものを改めていかなかつたならば、この問題は解決できないと思うのです。ところが、その政治資金の問題に對しまして去る十二日の参議院公選法特別委員会におきまして自治大臣は、政治資金規正法のあり方について、派閥、個人に対する献金が禁止に至る程度までに規正すべきだと思ふが、政党内に於ける献金は政党内の政治の支柱である以上規正することは必要であるという私の考えは変わらないのである。このように政党内の無制限な今日までの政界と業界との暗い金のつながりが疑惑を生じてきております。だから、綱紀肅正よりも政治資金規正法に対する改革をやるべきである。それとこのような、いろいろいま申されました刑法百九十七條の解釈の問題にいたしまして、刑法上の問題も検討すべき余地があると思ふのです。刑法の問題も検討すべき、改正すべき余地があるならば改正をしていく、このように私は申し上げたいのですが、これに對して大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(赤間文三君) 政治資金規正法は、通常国会に提出をせられて審議が始まるものと考えております。私はいい政治資金規正法ができることを心から期待をいたしております。しかし、あなたの御意見も大いに傾聴に値しますが、私は、法律ができたからとかいっても、人間の心の持ち方が正しくなからねば疑惑というものはなかなかなくならぬ場合が多い。政治資金規正法がうまくできれば、綱紀肅正のことは言わぬでも大体うまくいきはせぬかというあなたのお考えには私は反対です。私は、心の持ち方が大事であつて、法律のいいのができたからといって、犯罪は少な

くなく、それが解決にどれだけ役に立つかというのには、私は相当いろいろ問題がそれなりに起つてまいる。しかし、その必要は認められて通常国会に政治資金規正法というものはおそろく提出せられて成立すると思ひます。綱紀肅正というものはそれはもう一番大事に考えている。すべての人間に綱紀肅正というものは大いにやる値打ちのある問題だと思ひます。その点はあなたと違ふことを申し上げておきます。

○田代富士男君 それじゃこれで終わりますけれども、そういうことをおっしゃれば、もう時間がないからやめておこうと思ひましたけれども、また言わざるを得なくなつてくる、余分なことを言うから。いま言うとおりに政治資金の法律をつくつても解決できない、人間の心が大事だ。われわれはそれは前から言つてゐるのです。よほど法務大臣は公明堂の政策をお読みになつていらつしやらないかと思ひます。われわれは人間革命ということを言つてゐるんです。それが根本だといふことを言つてゐるんです。それをこちらがまる反対のようなことを言つてゐる。大臣がおっしゃることは、こちらが提唱していることな

んです。だから、どのような機構、制度が変わつても、それを運営していくのは人です。制度や法律ができれば変わるか。そうじゃないのです。運営していくところの人間が変わらなくちゃだめだといふことを言つてゐるのです。法律だけつくればいいと言つてゐるんじゃないのですよ。いまの政治にはそれが欠けてゐるというのをわれわれは言つてゐるのです。そういうことをおっしゃれば、また一時間あつても二時間あつてもなですけれども、いづれにしても、一番最初申しましたとおりに、ともに全国民の代表ですけれども、別として大阪からわれわれは国会議員として選出されております。まして大阪の事件であります、大臣が法務大臣以外のことは言えぬと、それはわからぬわけじゃありませんけれども、大臣も責任を持って、いま久保先生もおっしゃつたけれども、その厳然たる姿で対処していただく。

欠けている面をあなたに申し上げますと、それに対して申されましたことに対して、あなたの考え違ひだといふことを申し上げまして、私は質疑を終わりたいと思ひます。
○委員長(北條篤八君) 本日はこの程度で質疑を打ち切ります。
これにて散会いたします。
午後一時三十六分散会

十二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第十五条中「二十三万円」を「二十五万円」に改める。
別表を次のように改める。

区 分	報 酬 月 額	別 表		
		最高裁判所長官	最高裁判所判事	東京高等裁判所長官
一 号	二四〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円	その他の高等裁判所長官
二 号	二二〇、〇〇〇円			
三 号	二〇〇、〇〇〇円			

判 事 補									判 事																
簡易裁判所判事																									
九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十二 号	十一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号
七五、五〇〇円	八二、七〇〇円	九一、三〇〇円	一〇三、一〇〇円	一〇九、一〇〇円	一三四、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	三九、八〇〇円	四二、一〇〇円	四六、一〇〇円	四九、〇〇〇円	五五、三〇〇円	五八、五〇〇円	六三、六〇〇円	六八、五〇〇円	七五、五〇〇円	八二、七〇〇円	九一、三〇〇円	一〇三、一〇〇円	一二〇、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円

十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号
六八、五〇〇円	六三、六〇〇円	五八、五〇〇円	五五、三〇〇円	四九、〇〇〇円	四六、一〇〇円	四二、一〇〇円	三九、八〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「改正後の法律」という。)の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

2 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官に対する改正後の法律第二条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる報酬月額はいずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該官職についての昭和四十二年七月三十一日における裁判官の報酬等に関する法律第九条の規定に基づく四級地(裁判官の暫定手当に関する規則(昭和三十三年最高裁判所規則第九号)に規定する支給地域の区分が四級地である地域をいう。)に係る暫定手当の月額(以下「四級地支給額」という。)に二十分の三を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては四級地支給額に二十分の九を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては四級地支給額に二十分の十五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。

3 判事、判事補及び簡易裁判所判事に対する改正後の法律第二条及び第十五条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、

同法別表に掲げる報酬月額及び同条に定める報酬月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該報酬月額を受ける裁判官についての昭和四十二年七月三十一日における裁判官の報酬等に関する法律第九条の規定に基づく三級地(裁判官の暫定手当に関する規則に規定する支給地域の区分が三級地である地域をいう。)に係る暫定手当の月額(以下「三級地支給額」という。)に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては三級地支給額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。

4 裁判官が昭和四十二年八月一日以降の分として支給を受けた報酬その他の給与は、改正後の法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第四条中「扶養手当」の下に、「調整手当」を加える。
別表を次のように改める。

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	四〇〇、〇〇〇円
次 長 検 事	二六〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	二七〇、〇〇〇円
その他の検事長	二六〇、〇〇〇円

検 事											
一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号
二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	一〇三、一〇〇円	九一、三〇〇円	八二、七〇〇円	七五、五〇〇円
十三号	十四号	十五号	十六号	十七号	十八号	十九号	二十号	一号	二号	三号	四号
六八、五〇〇円	六三、六〇〇円	五八、五〇〇円	五五、三〇〇円	四九、〇〇〇円	四六、一〇〇円	四二、一〇〇円	三九、八〇〇円	一三四、〇〇〇円	一〇九、一〇〇円	一〇三、一〇〇円	九一、三〇〇円
五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号
一四七、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	一〇三、一〇〇円	九一、三〇〇円	八二、七〇〇円	七五、五〇〇円	六八、五〇〇円	六三、六〇〇円	五八、五〇〇円	五五、三〇〇円	四九、〇〇〇円
十七号	十八号	十九号	二十号	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号
四九、〇〇〇円	四六、一〇〇円	四二、一〇〇円	三九、八〇〇円	一三四、〇〇〇円	一〇九、一〇〇円	一〇三、一〇〇円	九一、三〇〇円	八二、七〇〇円	七五、五〇〇円	六八、五〇〇円	六三、六〇〇円

副 検 事

七号	六八、五〇〇円
八号	六三、六〇〇円
九号	五八、五〇〇円
十号	五五、三〇〇円
十一号	四九、〇〇〇円
十二号	四六、一〇〇円
十三号	四二、一〇〇円
十四号	三九、八〇〇円
十五号	三六、一〇〇円
十六号	三三、一〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「改正後の法律」という。）の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

2 検事総長、次長検事及び検事長に対する改正後の法律第二条の規定の昭和四十二年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる俸給月額、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該官職についての昭和四十二年七月三十一日における検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第五十七号。以下「法律第五十七号」という。）附則第三項の規定に基づき四級地（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第五十四号）という。）附則第十六項に規定する地域区分が四級地である地域をいう。）に係る暫定手当の月額（以下「四級地支給額」という。）に二十分の三を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては四級地支給額に二十分の九を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降において

いては四級地支給額に二十分の十五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。

3 検事及び副検事に対する改正後の法律第二条の規定の昭和四十二年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる俸給月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該俸給月額を受ける検察官についての昭和四十二年七月三十一日における法律第五十七号附則第三項の規定に基づく三級地（法律第五十四号附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。）に係る暫定手当の月額（以下「三級地支給額」という。）に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては三級地支給額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。

4 検察官が昭和四十二年八月一日以降の分として支給を受けた俸給その他の給与は、改正後の法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

十二月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、小菅刑務所の青梅市友田地区への移転計画撤回に関する請願（第一七五号）（第二〇三号）（第三二二号）

第一七五号 昭和四十二年十二月五日受理

小菅刑務所の青梅市友田地区への移転計画撤回に関する請願

請願者 東京都青梅市友田二七八 細谷 樽 雄外一名

紹介議員 岡田 宗司君

小菅刑務所を青梅市友田地区に移転設置する計画をすみやかに撤回されたい。

理由

青梅市友田地区に小菅刑務所を移転することが内定してから今日まで青梅市民はこぞつて撤回方を要請し、設置に反対する市民の署名は二万五千名以上に及んでいる。特にさる六月の市議会（定例会）は、署名者代表による刑務所設置絶対反対の請願を採択、反対決議を行ない、即刻、関係機関に対し、強力な撤回方を要望してきた。

第二〇三号 昭和四十二年十二月五日受理

小菅刑務所の青梅市友田地区への移転計画撤回に関する請願

請願者 東京都青梅市南小曾木二、二八八 中村 義雄

紹介議員 木村 禎八郎君
この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

第三二二号 昭和四十二年十二月六日受理

小菅刑務所の青梅市友田地区への移転計画撤回に関する請願

請願者 東京都青梅市今井二五四 吉永 洋 司外一名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一七五号と同じである。

昭和四十三年一月五日印刷

昭和四十三年一月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局